

## 第5回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会次第

日時 令和7年7月22日(火)  
午前10時00分～  
場所 三春交流館「まほら」2階学習室C・D

### 1. 開 会

### 2. 委嘱状交付

### 3. 教育長あいさつ

### 4. 議 事

(1) 地域計画素案 序章～第2章、第4章について【別紙1・資料1】

(2) 歴史文化の特性・関連文化財群・文化財保存活用区域について【資料2】

(3) 将来像・課題・方針・措置について【資料3】

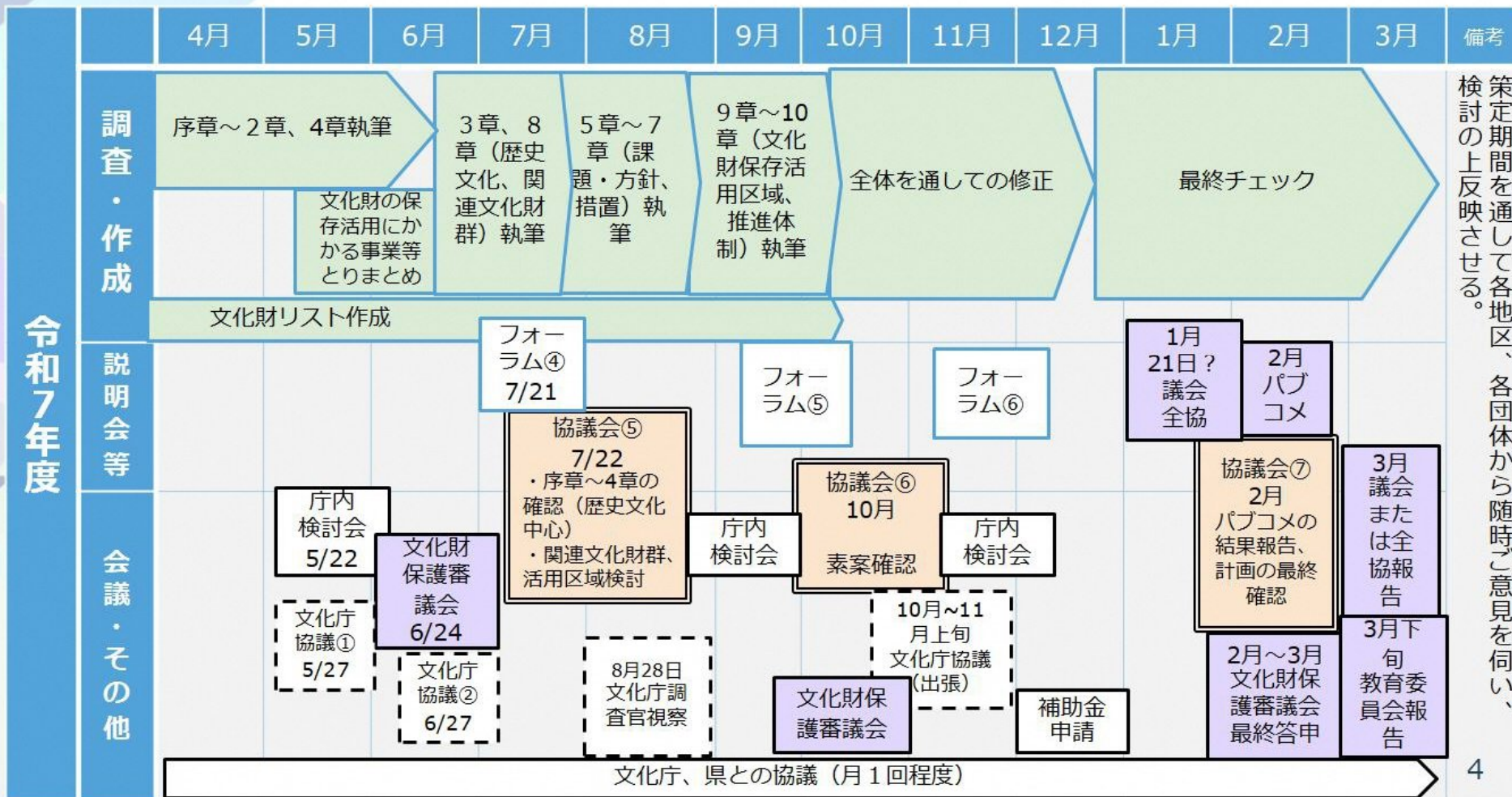
### 5. 閉 会

#### 配付資料

- ・三春町文化財保存活用地域計画 序章～第2章、第4章(素案) 【資料1】
- ・歴史文化の特性・関連文化財群・文化財保存活用区域について 【資料2】
- ・将来像・課題・方針・措置について 【資料3】
- ・スケジュール・協議内容 【別紙1】



# 文化財保存活用地域計画策定スケジュール 令和7年度 2025/06/18修正



# 文化財保存活用地域計画策定スケジュール案 令和8年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考	
令和8年度	調査・作成				令和8年度 文化庁認定										
	説明会等														
	会議・その他														
		認定準備・手続き				計画書印刷・発行			広報誌・SNS等での広報						
						事業展開									
						冬季企画展「三春の文化財（仮）」									
						文化財 フォーラム 地域計画と これからの 三春（仮）									
														5	

第5回三春町文化財保存活用地域計画策定協議会の協議内容について

章	内容	R6 年度		R7 年度	
		第4回協議会 (3/19)	第5回協議会 (7/22)	第6回協議会 (10月予定)	第7回協議会 (2月予定)
序章	計画の概要		検討 議事(1)	地域計画の素案	地域計画の案 (最終確認)
第1章	三春町の概要				
第2章	三春町の宝物の概要				
第3章	三春町の歴史文化の特性	検討	検討 議事(2)		
第4章	三春町の宝物に関する既往の把握調査		検討 議事(1)		
第5章	宝物の保存・活用に関する将来像		検討 議事(3)		
第6章	宝物の保存・活用に関する課題・方針				
第7章	宝物の保存・活用に関する措置				
第8章	関連文化財群	検討	検討 議事(2)		
第9章	文化財保存活用区域	検討			
第10章	宝物の保存・活用の推進体制				

今回の協議範囲



# 三春町文化財保存活用地域計画

序章～第2章、第4章(素案)

令和●年●月

三春町

# 目次

<b>序章</b> .....	<b>1</b>
1. 計画作成の背景と目的.....	1
2. 計画の期間と見直し.....	2
3. 計画の位置付け.....	3
4. 計画作成の体制.....	4
5. 計画対象及び用語の定義.....	6
<b>第1章 三春町の概要</b> .....	<b>7</b>
1. 自然的・地理的環境.....	7
2. 社会的状況.....	9
3. 歴史的背景.....	13
<b>第2章 三春町の宝物の概要</b> .....	<b>17</b>
1. 指定等文化財.....	17
2. 未指定文化財.....	17
3. 類型ごとの概要と特徴.....	19
<b>第3章 三春町の歴史文化の特性</b>	
<b>第4章 三春町の宝物に関する既往の把握調査</b> .....	<b>23</b>
1. 宝物に関するこれまでの調査.....	23
2. 把握調査の課題.....	23
<b>第5章 宝物の保存・活用に関する将来像</b>	
<b>第6章 宝物の保存・活用に関する課題・方針</b>	
<b>第7章 宝物の保存・活用に関する措置</b>	
<b>第8章 関連文化財群</b>	
<b>第9章 文化財保存活用区域</b>	
<b>第10章 宝物の保存・活用の推進体制</b>	

# 序章

## 1. 計画作成の背景と目的

三春町（以下、「本町」という。）では、大正 11（1922）年に史蹟名勝天然記念物保存法（大正 8 年法律第 44 号）により、三春滝ザクラが国の天然記念物に指定されました。そして、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和 8 年法律第 43 号）により昭和 16（1941）年に銅製松喰鶴鏡、同 19（1944）年に木造阿弥陀如来立像が国の重要美術品に、その後、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）により、同 52（1977）年に中山家住宅が重要文化財に指定され、令和 2（2020）年には旧吉田家住宅主屋・紫雲閣が登録有形文化財に登録されました。この間に、福島県文化財保護条例（昭和 45 年条例第 43 号）、三春町文化財保護条例（昭和 52 年条例第 23 号）が施行され、町内では現在、福島県指定文化財が 2 件、三春町指定文化財が 100 件あり、それらを中心として文化財保護の措置がとられています。

本町は、昭和 30（1955）年に旧三春町と 6 つの村が合併し、現在の町が形成されました。このうち、旧三春町が戦国時代以来の城下町であるため文化財の指定が多いのに対して、調査があまり進んでいない地区もあります。また、たくさんの町指定文化財があるにもかかわらず、国・県指定の文化財が少なく、城下町の象徴である三春城跡も町指定に止まっています。加えて国指定でも、全国からたくさんの観光客で賑わう三春滝ザクラに対して、中山家住宅は、所有者が現住する住居であるため、公開活用が進まないうえ、所有者も改築ができず、生活する上でも困難が生じています。

本町では近年、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、建造物をはじめとして管理が困難となる有形文化財が少なくなく、人の目が届かなくなった文化財では盗難被害も発生しています。また、獅子舞や神楽といった民俗芸能や、古くから地域で行われてきた伝統行事の継承も難しくなり、多くの文化財が滅失・散逸の危機にさらされています。このため、文化財の有効な保存・活用方法が模索され、中・長期的な視点から文化財の保存・活用を計画的・継続的に行う必要が感じられます。

こうした中、平成 30（2018）年に文化財保護法が改正され、市町村が作成する文化財保存活用地域計画の認定制度がスタートしました。これにより、昨今の課題でした文化財を取り巻く環境の変化に対応し、その位置付けが明確ではなかった未指定を含めた広い意味での文化財をまちづくりに活かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組む体制づくりが可能となりました。

そこで、本町では計画作成に向けて、町の目指すべき方向性や取組を明らかにし、文化財の専門家だけでなく、多様な人々が参画することで、地域社会の総がかりにより、文化財の次世代への継承を図ることとしました。

本町には、未調査のものも含めてたくさんの文化財や地域資産が伝わっているため、それらの調査・研究を進め、その成果を共有したうえで活用し、町内外へ広く発信することが重要です。また、こうした活動を通して、地域に対する住民の愛着やアイデンティティが高まり、新しい三春町を創造する力につながるものと考えられます。

こうした状況を踏まえて、貴重な文化財や地域資産を本町の将来に向けた各種計画と連動させ、次の世代に継承し、活用することを目的として、文化財保護法第 183 条の 3 に基づいて、「三春町文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）を、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープラン、さらにアクションプランとして作成します。

なお、本計画は、新しい三春町を創造する役割を担い、持続可能な計画として機能させるために、今後、改良を重ねながら歴史文化の保存・活用を推進していきます。

## 2. 計画の期間と見直し

### (1) 計画期間

計画期間は、上位計画である「第8次三春町長期計画 前期基本計画」及び「三春町第2期教育大綱」（計画期間：令和7(2025)年度～令和11(2029)年度）から1年遅らせた、令和8(2026)年度～令和12(2030)年度の5年間とします。

### (2) 計画の見直し

地域計画の着実な実施のため、「第8次三春町長期計画 前期基本計画」が満期を迎え、新たな「第8次三春町長期計画 後期基本計画」の運用が始まる令和12(2030)年度に内容の見直しを図り、その結果を次期地域計画に反映させ、改めて文化庁長官の認定を受けます。それ以外の年度においても、社会情勢の変化や上位・関連計画との関係性から、必要な場合は適宜内容の見直しを図ります。

地域計画を見直し、「計画期間の変更」、「町内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」の場合は、文化財保護法第183条の4に基づき文化庁長官の変更の認定を受けます。それ以外の軽微な変更の場合は、その内容について福島県及び文化庁へ情報提供します。

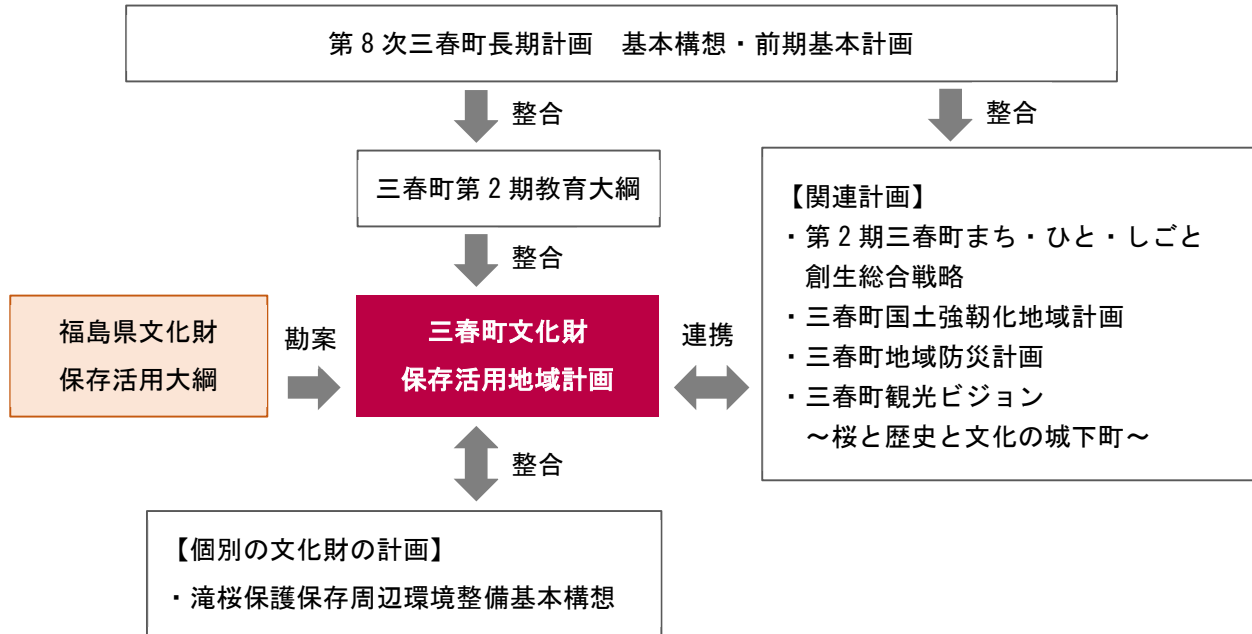
※評価手法について記載予定

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
西暦	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
第8次三春町長期計画 基本計画	← 【前期】計画期間 →					← 【後期】計画期間 →		
三春町第2期教育大綱	← 計画期間 →							
三春町文化財保存活用地域計画		← 【今期】計画期間 →					← 【次期】	
						見直し →		

図序-1：三春町文化財保存活用地域計画と上位計画の計画期間の関係

### 3. 計画の位置付け

本計画は、「福島県文化財保存活用大綱」を勘案し、上位計画である「第8次三春町長期計画 前期基本計画」及び「三春町第2期教育大綱」との整合を図りつつ、教育、まちづくり、防災、観光等の関連分野の計画と連携を図りながら、各種事業を展開・推進します。



図序-2：三春町文化財保存活用地域計画の位置付け

## 4. 計画作成の体制

### (1) 計画作成の体制

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9第1項に基づき三春町文化財保存活用地域計画策定協議会（以下、「策定協議会」という。）を設置し、計画案について協議と意見聴取を行いました。策定協議会での協議内容や作成の進捗状況は、三春町文化財保護条例190条第1項に基づき設置した三春町文化財保護審議会（以下、「保護審議会」という。）に報告し、意見聴取を行いました。

また、地域計画は、文化財部局以外の関係部局も連携して推進していくことが望ましいため、三春町文化財保存活用地域計画庁内検討会（以下、「庁内検討会」という。）を設置し、庁内関係部局への計画案の説明や意見聴取を行いました。

表序-1：三春町文化財保存活用地域計画策定協議会 委員名簿

	氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
1	増子 博保	三春町商工会	商工	会長
2	佐久間 保一	三春まちづくり協会(文化財保護審議会委員)	地域振興	副会長
3	神山 史昭	中妻まちづくり協会	地域振興	
4	佐久間 正幸	沢石まちづくり協会	地域振興	
5	大内 忠一	要田まちづくり協会	地域振興	
6	鈴木 政男	御木沢地区まちづくり協会	地域振興	
7	細川 秀夫	岩江まちづくり協会	地域振興	
8	田村 信也	中郷まちづくり協会	地域振興	
9	高橋 龍一	みはる観光協会 副会長	観光	
10	圓谷 彰孝	三春町歴史民俗資料館友の会 会長	歴史	
11	山岸 英男	三春町和合会(～令和7(2025)年6月1日)	文化財所有者	
	玄侑 宗久	三春町和合会(令和7(2025)年6月2日～)	文化財所有者	
12	廣田 吉三郎	文化財保護審議会委員 副会長	考古学	
13	小松 賢司	文化財保護審議会委員	歴史学	
14	長田 城治	歴史民俗資料館運営協議会委員 郡山女子大学家政学部生活科学科建築デザイン専攻 准教授	建築学	
15	平山 茂樹	福島県教育庁文化財課 課長(～令和6(2024)年3月)	自治体	
	後藤 雅樹	福島県教育庁文化財課 課長(令和6(2024)年4月～)	自治体	
16	嶋原 健二	三春町教育委員会生涯学習課 課長(～令和7(2025)年3月)	自治体	
	伊藤 晴之	三春町教育委員会生涯学習課 課長(令和7(2025)年4月～)	自治体	

表序-2：三春町文化財保護審議会 委員名簿

	氏名	所属・役職等	専門分野等	備考
1	田母野 公彦	田村大元神社 宮司、福島県民俗学会 顧問	民俗学	委員長
2	廣田 吉三郎	元早稲田大学文学部 講師、考古学	考古学	副委員長
3	佐久間 保一	一級建築士、福島県ヘリテージマネージャー	建築学	
4	石田 智子	芸術家、福聚寺	美術工芸	
5	小松 賢司	福島大学人間発達文化学類 教授	歴史学	

表序-3：三春町文化財保存活用地域計画庁内検討会 構成

所管課	分野
総務課	庁内内部統括
財務課	財政
企画政策課	地域振興・地方創生、長期計画の作成管理
産業課	観光・農村計画
建設課	都市整備、景観
教育課	学校教育
生涯学習課【事務局】	生涯学習、社会体育、図書館、資料館

## (2) 計画作成の経過

令和5（2023）年度から令和8（2026）年度にかけて、策定協議会（全7回）、保護審議会、庁内検討会を開催し、文化庁の指導・助言、県文化財課の助言を受けて計画の作成を進めました。

また、地域計画の普及啓発や町民が考える宝物の把握のため、各種フォーラム、アンケート調査、地区ワークショップを実施しました。

表序-4：三春町文化財保存活用地域計画作成の経過 ※R7～8年記載予定

年度	日付	事柄	内容
令和5 (2023) 年度	5月30日	第1回文化庁協議 (他市町村との合同協議)	・地域計画作成にかかる事務手続き等の確認
	6月13日	令和5年度第1回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告および意見聴取
	9月12日	第1回庁内検討会	・地域計画の制度及び作成、協議会の立ち上げ、今後のスケジュール等について説明し、継続的な協力を依頼
	12月22日	令和5年度第2回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告および意見聴取
	3月14日	第1回策定協議会	・会長、副会長の選出 ・地域計画の作成について ・地域計画作成の進め方について
	3月24日	文化財フォーラム	・基調報告「三春町文化財保存活用地域計画について」 ・文化財保護審議会委員講話「三春の文化財について」
令和6 (2024) 年度	6月13日	令和6年度第1回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告および意見聴取
	6月27日	第2回策定協議会	・令和6年度の予定について ・地域計画の概要・目次案について ・各種調査方針について
	7月～8月	各地区説明会	・対象：町内7地区の住民(主に区長) ・地域計画の制度や各地区の文化財について説明、意見交換 ・地区で保有する未指定文化財に関するアンケートを配付
	9月21日	第1回地域計画フォーラム	・テーマ：「三春の宝物」・文化財ってなんだろう？ ・資料館職員の基調講演 ・参加者との意見交換
	8月28日	第3回策定協議会(書面会議)	・アンケート・ワークショップについて ・「三春町の歴史文化の特徴」について
	10月～11月	アンケート調査	・対象：町民、中学生、所有者、保存会
	11月26日	令和6年度第2回保護審議会	・地域計画作成の進捗状況の報告及び意見聴取
	12月14日	第2回地域計画フォーラム	・テーマ：古文書からみる三春 ・小松賢司文化財保護審議会委員の基調講演 ・参加者との意見交換
	1月18日	三春地区ワークショップ	・対象：三春地区の住民
	1月18日	御木沢地区ワークショップ	・対象：御木沢地区の住民
	1月25日	岩江地区ワークショップ	・対象：岩江地区の住民
	1月26日	沢石地区ワークショップ	・対象：沢石地区の住民
	1月26日	中郷地区ワークショップ	・対象：中郷地区の住民
	2月2日	要田地区ワークショップ	・対象：要田地区の住民
	2月11日	第3回地域計画フォーラム	・テーマ：「三春の歴史的建物」 ・佐久間保一文化財保護審議会委員の基調講演 ・長田城治地域計画策定協議会委員の基調講演 ・参加者との意見交換
	2月19日	第2回文化庁協議	・作成進捗状況の報告 ・今後のスケジュールの確認
	3月19日	第4回策定協議会	・令和6年度の事業報告について ・令和7年度の予定について ・地域計画の内容について
	3月20日	中妻地区ワークショップ	・対象：中妻地区の住民

## 5. 計画対象及び用語の定義

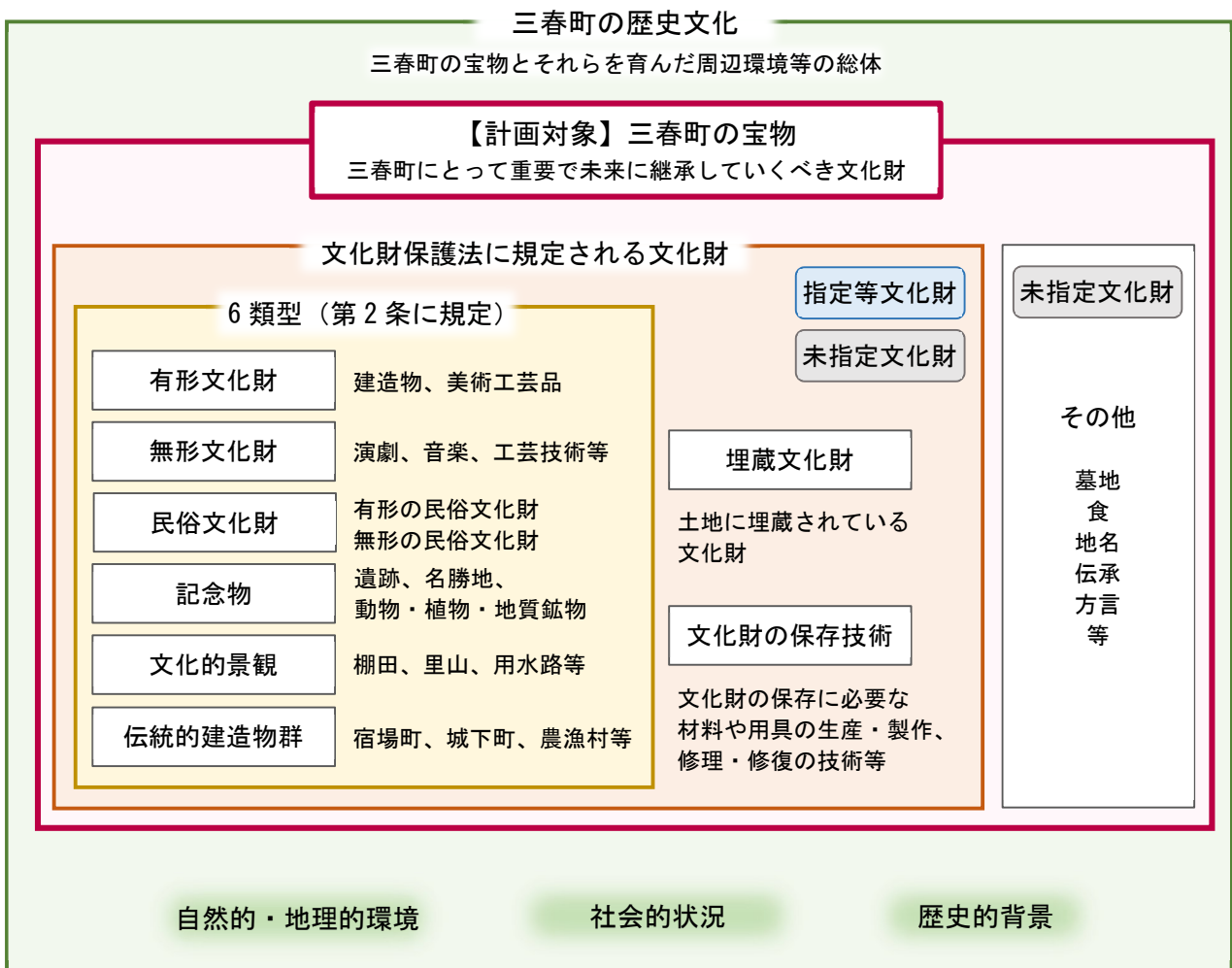
「文化財」とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産であり、そこには、文化財保護法の規定により指定等されている文化財だけでなく、地域に重層する歴史や文化を支えている未指定文化財も含まれています。

本計画の対象は、このような指定等・未指定の「文化財」であり、本町にとって重要で未来に継承していくべきものです。地域総がかりで文化財の保存・活用を進める上で、町民に自分達にとって大切に身近なものというイメージを抱いてもらうため、本計画では「文化財」を「三春町の宝物」（以下、「宝物」という。）と呼びます。

「宝物」は、文化財保護法に規定される6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）と埋蔵文化財、文化財の保存技術に加え、これらに分類できない文化的所産をその他として整理して扱います。

なお、第3章以降に記載する「歴史文化」は、「宝物」とそれらを育んだ自然的・地理的環境や社会的状況、歴史的背景等の総体を指し、地域らしさを表す概念です。

本計画は、本町の「歴史文化」の特性を踏まえ、「宝物」を保存・活用するものです。



図序-3：三春町文化財保存活用地域計画における用語の定義及び関係性

# 第1章 三春町の概要

## 1. 自然的・地理的環境

### (1)位置

本町は、福島県のほぼ中央、東経 140 度 29 分・北緯 37 度 26 分に位置し、西を奥羽山脈、東を阿武隈高地に挟まれた中通りエリアの県中地域田村郡に含まれ、東は田村市、南西は中核市<sup>1</sup>である郡山市、北は二本松市及び本宮市に接しています。

### (2)面積

本町の面積は、72.76k m<sup>2</sup>（東西に 12.5km、南北に 15.7km）で、県内 59 市町村のうち下から 15 番目の比較的小さな町です。

### (3)地名

「三春町」の由来には、①水に恵まれ陽当たりの良い所で参陽の地と呼ばれたため（参春、御春、三春と変化）、②梅、桃、桜の 3 種の花が春に一度に咲くため、③永正元（1504）年に田村義頭が三春城に入城した際、正月を 3 度祝ったため等の説があります。<sup>2</sup>

### (4)地形

本町は阿武隈高地の西裾に位置し、町のほとんどが標高 300～500m の丘陵地で、緩やかな山並みが続いています。町の北部を移川、南部を大滝根川、中央部を桜川及び八島川が流れ、大滝根川、桜川、八島川は阿武隈川に注いでいます。大滝根川の下流には、平成 10（1998）年に重力式コンクリートダム「三春ダム」が建設され、ダム湖「さくら湖」が造られました。

### (5)気候

本町の気候は内陸性で、冬の降雪は比較的少なく夏もあまり暑くないため、過ごしやすくなっています。気温は過去 10 年間で大きな変動はなく、令和 5（2023）年の平均気温は 13.1 度、最高気温は 36.0 度、最低気温は -9.8 度でした。降水量は過去 10 年間で年によって変動がありますが、平均して総量 1,015.9mm で、令和 5（2023）年は総量 1,168.0mm でした。例年、冬季より夏季の降水量が多くなっています。

### (6)植生

本町は暖温帯落葉広葉樹林帯に属しており、自然植生は丘陵のアカマツ林や、三春大神宮のシラカシ林等の旧三春町内の社寺林に見られます。また、町内には、エドヒガン系ベニシダレである国指定天然記念物の「三春滝ザクラ」を始めとして桜が約 1 万本あり、そのうち約 2 千本が滝ザクラと同じシダレザクラです。

※取り上げる文化財や重視する措置の内容によって、それらの前情報を追加予定

<sup>1</sup> 地方自治法により定められた、政令で指定する人口 20 万人以上の都市で、政令指定都市が処理することができる事務の全部又は一部を特例として処理することができます。

<sup>2</sup> 『三春町史 6 巻 民俗』、三春町、昭和 55（1980）年、p.571「地名の伝説」。

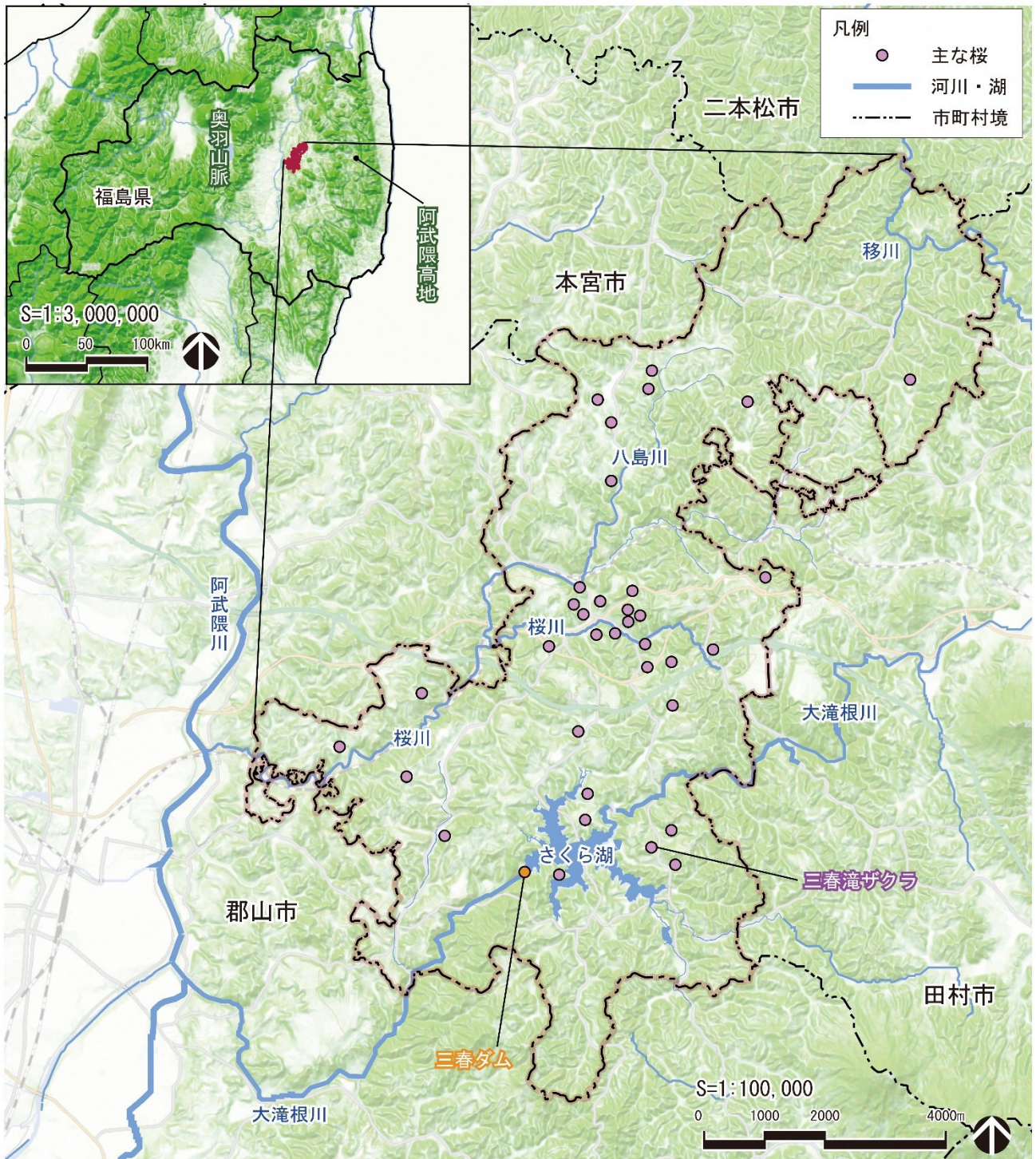


図 1-1：三春町の自然的・地理的環境  
 (地理院地図 Vector を加工して作成)

## 2. 社会的状況

### (1)人口

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在、本町の人口は 16,120 人で、世帯は 6,131 世帯です。人口は平成 7 (1995) 年以降減少傾向で、今後人口減少対策を講じなかった場合、令和 52 (2070) 年には現在よりも約 10,000 人減少し、6,000 人台となる見込みです。※認定申請時には R8 年 3 月の人口を記載予定  
高齢化率は、平成 7 (1995) 年には 18.8%、令和 7 (2025) 年現在は 38.6%であり、令和 52 (2070) 年には 55.4%となる予測で、年々少子高齢化が進行しています。

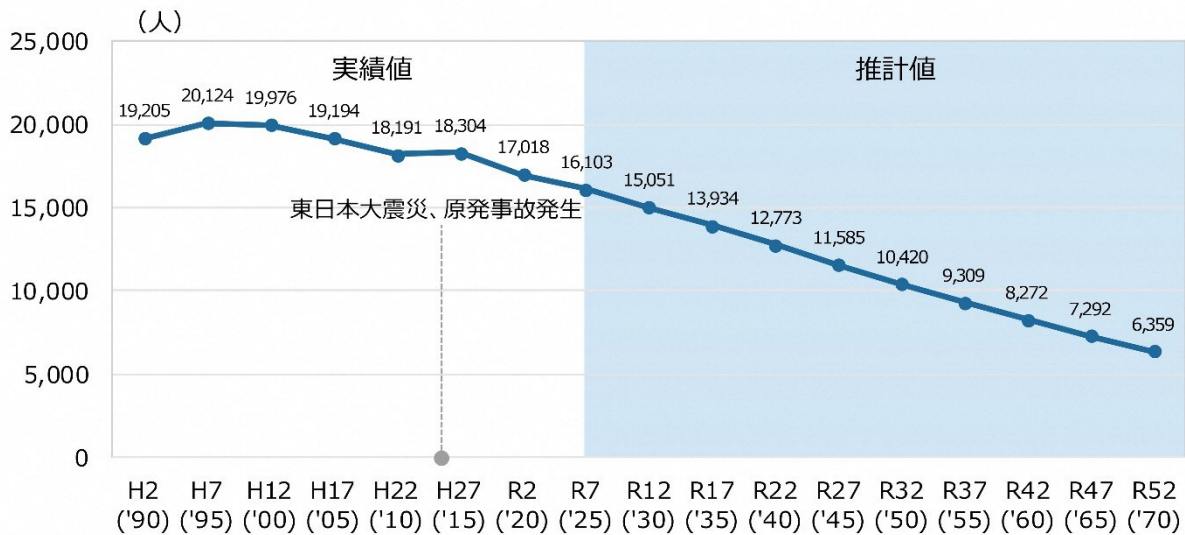


図 1-2 : 三春町の人口推移  
(「第 8 次三春町長期計画」より転載)

### (2)交通機関

本町は、JR 磐越東線や磐越自動車道、国道 288 号が東西に走っており、東京から車で約 3 時間、電車で約 1 時間半でアクセスが可能です。JR で移動できる近隣市との繋がりが強く、通勤・通学における流出入は、郡山市、郡山市の南の須賀川市、田村市、本宮市の 4 市間で多くなっています。福島空港からは車で 40 分の距離にあります。また、町内を町営バス及び福島交通バスが走っています。

### (3)地区

本町は、明治 21 (1888) 年に成立した三春町、御木沢村、沢石村、要田村、中郷村、中妻村、巖江村が、昭和 30 (1955) 年に合併して成立しました (巖江村は一部。要田地区は境界変更が生じた部分が昭和 38 (1963) 年までに編入)。旧町村の境界及び名称は、現在の 7 地区に引き継がれています。

町内には 47 の行政区があり、それぞれに町内会を設けて区長を選出しています。また、1 つの町内会だけでは解決が難しい課題について、長期的なまちづくり活動を展開し、課題の解消や活性化を図るため、昭和 57 (1982) 年度には、7 地区 (三春地区、御木地区、岩江地区、中妻地区、中郷地区、沢石地区、要田地区) について、三春町町民基本条例に規定する「まちづくり協会」を設立しました。まちづくり協会は、町内会と連携・協力し、町民参加による活力ある住みよいまちづくりを進めています。

令和 7 (2025) 年には、昭和 30 (1955) 年の合併から 70 周年を迎えました。

## (4)文化財関連施設

本町の主な文化財関連施設は三春地区に集中しており、3か所の資料館（三春町歴史民俗資料館、自由民権記念館、三春郷土人形館）があるほか、国登録有形文化財「旧吉田家住宅主屋・紫雲閣」を公開活用しています。また、中妻地区のさくら湖周辺にも施設が集中しており、さくら湖自然観察ステーションや三春ダム資料館のほか、令和7（2025）年4月にオープンしたアウトドアビレッジ三春内に田部井淳子記念館が開設され、新たなアウトドア文化の拠点となっています。

さらに、町外西部の郡山市西田町には、江戸時代から続く三春駒と三春張子人形を制作する集落である高柴デコ<sup>3</sup>屋敷が位置し、民芸品店、資料館、茶屋等があります。

表 1-1：三春町の文化財関連施設

番号	施設名	管理者	開館年	見学料金	概要
1	三春町歴史民俗資料館	町	昭和58 (1983)年	有料	本町の歴史や文化に関する資料の調査・収集、保管、公開・展示を行っています。
2	自由民権記念館	町	昭和58 (1983)年	有料	三春町歴史民俗資料館に併設されており、本町が発祥の地の1つである自由民権運動と運動家について顕彰しています。
3	三春郷土人形館	町	平成2 (1990)年	有料	東北地方の郷土玩具の蒐集品 <sup>4</sup> 「らっこコレクション」(三春駒、三春張子人形、こけし、土人形)の展示を行っています。
4	文化伝承館	町	平成10 (1998)年	無料 ※貸会議室の利用は有料	国登録有形文化財「旧吉田家住宅」を公開活用し、主屋は文化伝承館という名称で、会議や研修の場としての利用も可能です。
5	紫雲閣	町	令和5 (2023)年	有料	
6	さくら湖自然観察ステーション	町 <sup>5</sup>	平成12 (2000)年	無料	本町の動植物や自然環境について展示しており、自然観察会等の体験教室も実施しています。
7	三春ダム資料館	国	平成9 (1997)年	無料	平成10(1998)年に大滝根川に造られた三春ダムについて展示しており、カフェも併設しています。
8	田部井淳子記念館	民間企業、町 <sup>5</sup>	令和7 (2025)年	無料	三春町出身の登山家・田部井淳子氏の遺品を展示しています。

## (5)観光

本町の観光客入込数は、平成20（2008）年以降、平成22（2010）年までは年間65万人前後でしたが、東日本大震災が発生した平成23（2011）年に約41.9万人まで落ち込み、以降、年間50万人前後を推移しました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、令和2（2020）年に約25.2万人まで落ち込みましたが、以降は回復傾向にあります。

桜の開花シーズンを含む第2四半期（4～6月）の観光客入込数が突出して高いのが特徴で、国指定天然記念物で日本三大桜に数えられる「三春滝ザクラ」には、シーズン中に20万人を超える人々が訪れています。

<sup>3</sup> 「デコ」は方言で人形の意。

<sup>4</sup> 「蒐集品」は収集品、コレクションの意。

<sup>5</sup> 三春まちづくり公社に委託。

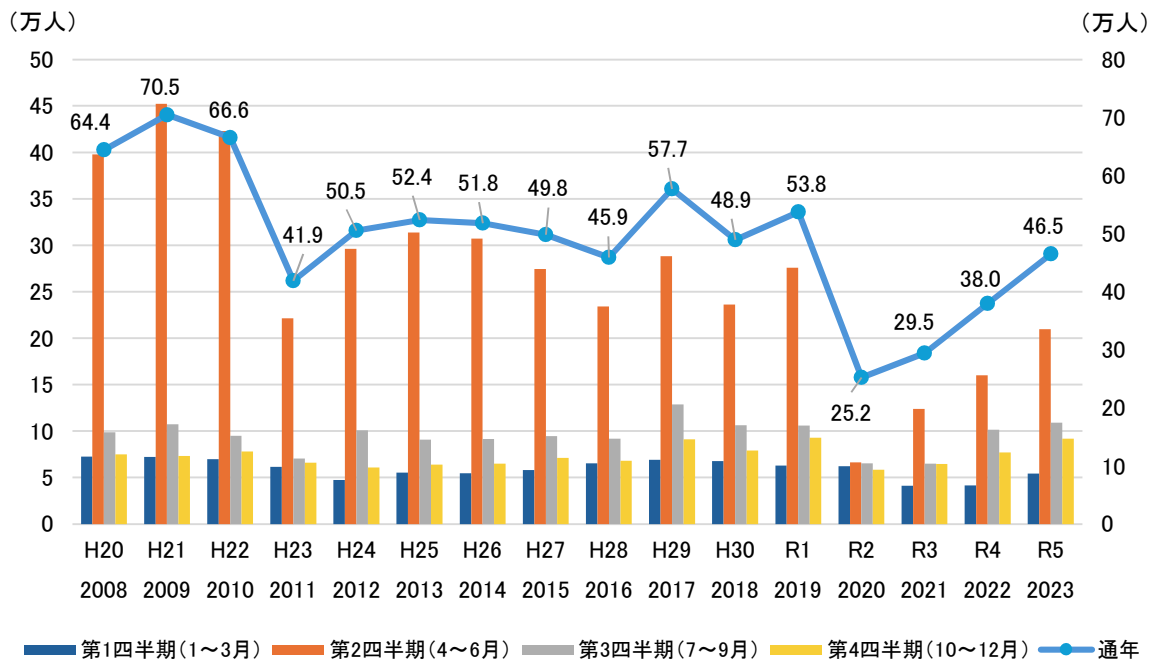


図 1-3 : 三春町の観光客入込数  
 (平成 20 年～令和 5 年「福島県観光客入込状況」より作成)

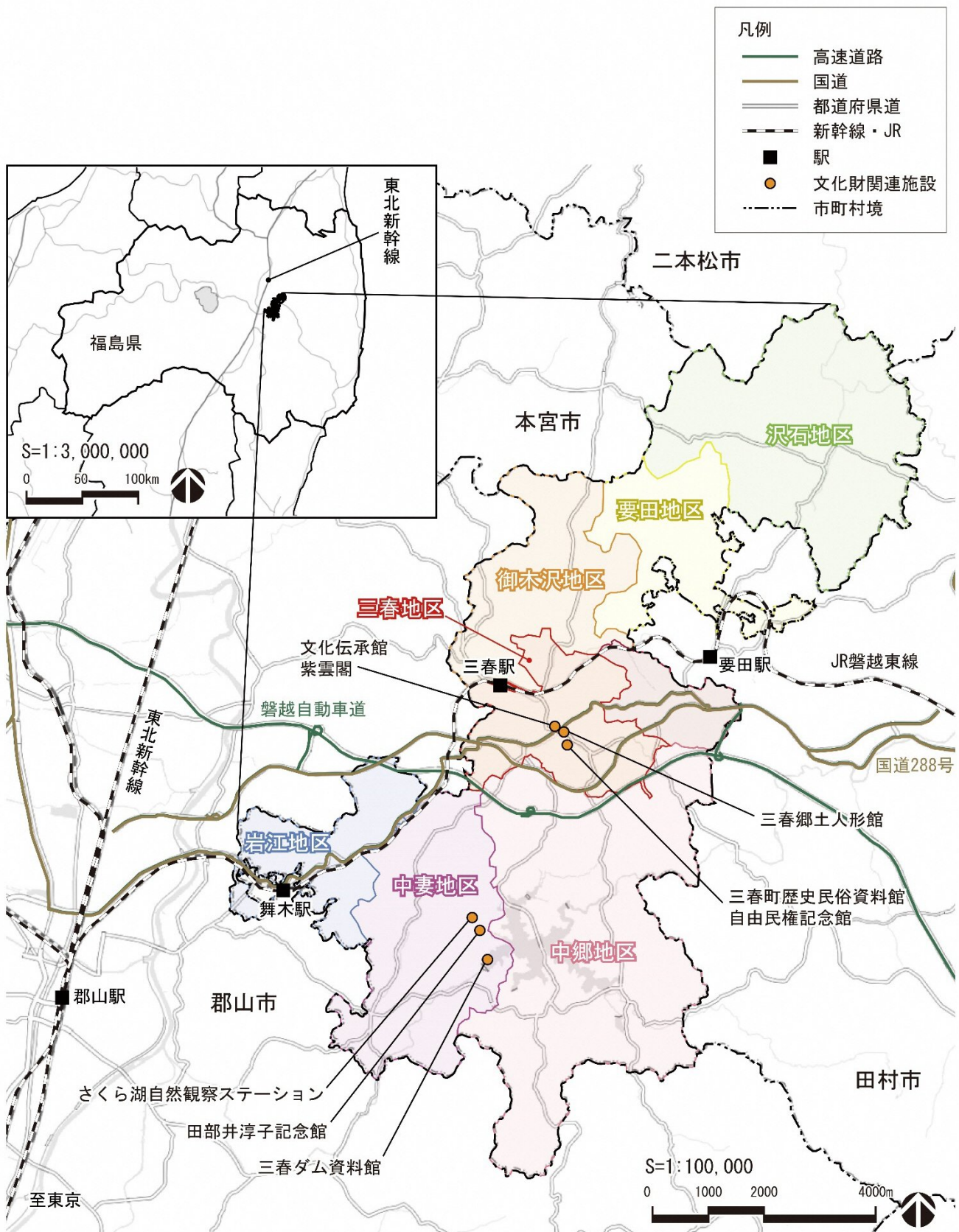


図 1-3 : 三春町の社会的状況  
 (地理院地図 Vector を加工して作成)

### 3. 歴史的背景

本町の歴史には、いくつかのキーとなる画期があり、ここではそれを基づいて時代を区分します。

まず、原始、古代、中世については、一般的な日本史の時代区分と同じですが、中世後期の戦国時代に田村氏の盛衰があり、田村義頭が三春城を築いたと伝わる永正元（1504）年から奥羽仕置で田村家が改易される天正 18（1585）年までを、田村氏時代とします。次に、田村家改易後、伊達氏、会津の蒲生・上杉氏、そして、加藤・松下氏と短期間で領主が変わり、松下家が改易される正保元（1644）年までを、会津領松下氏時代とします。その翌 2（1645）年から、廃藩置県となる明治 4（1871）年までを秋田氏時代とし、それから昭和 30（1955）年に 7 町村が合併して現在の三春町が形成されるまでを近代、それ以降を現代と呼びます。

#### (1) 原始・古代(旧石器時代～平安時代)

##### ① 縄文時代

本町で人が暮らしていた痕跡は、縄文時代の草創期（約 16,000 年前～11,500 年前）から確認されています。春田・蛇石前・越田和遺跡（中郷地区）では草創期の土器が出土し、この 3 遺跡と行人沢遺跡（沢石地区）からは早期（約 11,500 年前～7,000 年前）から前期（約 7,000～5,500 年前）の竪穴式住居跡も発見され、大滝根川沿いに縄文時代の早い時期から人が暮らしていたことがわかります。

中期（約 5,500～4,400 年前）の後半になると遺跡の数が増加し、西方前遺跡（中妻地区）や仲平遺跡（中郷地区）等では、複式炉と呼ばれる大きな炉がある竪穴住居跡が発見されています。

後期（約 4,400～3,200 年前）になるとさらに集落が拡大し、西方前遺跡や柴原 A 遺跡、越田和遺跡（中郷地区）等のほかに、町の中心部の近世追手前通遺跡群（三春地区）でも竪穴住居跡が発見されています。また、住居の床に石を敷いた敷石住居跡や墓の周囲に石を並べた配石墓が、柴原 A 遺跡や西方前遺跡、さらに安達太良山を望む高地に位置する堂平遺跡（沢石地区）でも発見されています。

晩期（約 3,200～2,400 年前）になると遺跡の数が減り始めますが、西方前遺跡のほかに、北部の西姓内遺跡（要田地区）、宮信田遺跡（御木沢地区）等の遺跡が見つかっています。これらの遺跡では、縄文土器や石器のほかに、土偶や石棒のような祭礼の道具や、耳飾りのようなアクセサリも多数出土しています。

##### ② 弥生時代

富沢吉田遺跡（沢石地区）で石包丁が出土していることから、付近で稲作が行われた可能性があります。

##### ③ 古墳時代

八坂・五本木・行人沢古墳（沢石地区）、へいどう壇・踊り壇・そや壇・坂之下・白光内・丸塚古墳（要田地区）、般若壇・泉田古墳（中妻地区）といった「古墳」、「壇」等と呼ばれる盛土遺構が確認されており、周辺が有力者の支配地であった可能性があります。

##### ④ 奈良・平安時代

三春のような山間部にも、奈良時代以降は開墾が及ぶようになりました。前ノ久保・西方前・四

合内B・越田和・背上A遺跡（中郷地区）等からは、竪穴住居跡や掘立柱建物跡からなる小規模な集落跡が発見され、土師器や須恵器、鋏先、刀子、鉄鏃、鎌等の鉄製品が出土しています。

古代末頃には、三春を含む田村地方の主要部分が、田村庄と呼ばれる荘園として安積郡から独立しました。田村庄は紀伊熊野新宮の荘園で、郡山市南東部の守山を拠点とする田村庄司と呼ばれる一族が管理しました。

## (2)中世

### ①鎌倉時代・南北朝時代・室町時代

鎌倉時代後期、文永11年(1274)年の元寇<sup>げんこう</sup>から戦乱が続き、南北朝の騒乱では田村庄司の宗家が南朝方として宇津峰城(郡山市と須賀川市の境)を拠点に戦い、応永3(1396)年に鎌倉公方の大軍により滅びました。戦乱で亡くなった地元の武士を供養して、板石供養塔婆(板碑)が多く建てられました。

また、南北朝時代には、三春を記したと考えられる「御春」が初めて記録として登場しました。三春城跡の発掘調査では14世紀から15世紀代の遺構・遺物が発見されており、荒町の法蔵寺が正応2(1289)年に他阿弥陀真教が開山したと伝わることから、この頃には三春に小規模な城館が成立し、周囲に寺社も建立されるようになったと考えられます。

### ②田村氏時代

永正元(1504)年、田村義頭が居城を三春に移し、守山から田村庄の総鎮守である大元帥明王、さらには日和田八丁目から菩提寺の福聚寺を移しました。田村氏は義頭から隆頭、清頭と代を重ねながら、田村地方から安積・岩瀬・塩松地方に支配を広げましたが、常陸の佐竹氏の北進により、周囲を佐竹勢に囲まれました。清頭には男子がなかったため、天正7(1579)年に一人娘の愛姫<sup>めぐひめ</sup>を米沢城主伊達輝宗の嫡男・政宗に嫁がせ、伊達家との同盟を強化しました。天正14(1586)年に清頭が急死した後は、田村家遺臣の活躍もあり、同17(1589)年には伊達政宗が南奥羽を制覇しました。しかし、すでに中央は豊臣秀吉の時代になっており、翌20(1590)年、政宗は小田原に参陣して秀吉の配下となり、参陣しなかった田村家は改易され、田村氏の時代は終わりました。

歴代の田村氏は、実沢の帝釈天(現在の高木神社)を信奉し、銅鏡や華鬘、銅鑼等の金工品を奉納しました。また、画僧の雪村周継は、田村氏を頼って三春近郊の李田村に隠棲し、いくつかの作品を残して没しました。この時代に、三春や近郊の農村に多くの寺社が開かれ、仏像等が納められ、さらに、田村四十八館とも呼ばれる城館が各村に築かれ、三春城の支城あるいは村の城として利用されました。

## (3)近世

### ①会津領松下氏時代

1年弱の伊達領の後に、三春は蒲生氏、上杉氏、再び蒲生氏の会津領の一部となり、守山城が利用された上杉氏前後の時期を除いて、蒲生家中でトップクラスの重臣が三春城代として赴任しました。蒲生家が改易され、寛永4(1627)年に加藤嘉明が会津に入ると、嘉明の三男・明利が三春3万石を拝領しました。しかし、同時に二本松に入った嘉明娘婿の松下重綱の死去により、翌5(1628)年に重綱の嫡子長綱が三春に入り、明利が二本松へ入れ替えになりました。

松下氏は、三春城の修築や城下町を整備し、菩提寺の州伝寺や光岩寺を建立して、近世三春の基礎を築きました。城下町には浄土真宗や法華宗の寺院が建立され、城下から領内外を結ぶ街道も整備され、街道沿いの村々も、近世的な村に変わりました。

## ②秋田氏時代

正保元（1644）年に松下氏が改易されると、翌2（1645）年に常陸宍戸から秋田俊季が5万5千石で三春に入部しました。慶安2（1649）年、俊季が死去したため、嫡男秋田盛季が家督しますが、その際、弟の季久に富沢村など5ヶ村5千石を分知して旗本秋田家を創出したため、三春藩は5万石となり、明治維新まで秋田氏11代が治めました。この間、5万石を治める武士とその家族の居住地、彼らの暮らしを支える商工業者の生業の場が整えられ、新たに藩主の菩提寺として龍穩院・高乾院、祈願寺の真照寺・宝来寺が建立されるなど、寺院や神社等も含めて城下町が整備されました。

また、新田開発にも力を入れましたが、阿武隈の高冷な狭い谷地での稲作には限界がありました。このため、藩は馬産や養蚕、葉煙草生産を奨励しました。これにより、農村で生育した馬や繭、葉煙草が城下町に集められ、市や仲買人を経て全国へ流通する商品の集散地として三春城下町は賑わいました。

秋田家は当初、俊季が徳川家光の又従兄弟であった血脈を活かして、譜代並大名として大坂や駿府城番など幕府の重要な役に就きました。しかし、18世紀前葉に、猫騒動とも呼ばれる伝説を残した御家騒動を経て藩主の血脈も変わると、次第に幕府の公職からも離れました。その後は凶作や災害が打ち続き、幕府や領内外の富裕な町人・農民から借金を重ねる困窮した状態に陥ります。そんな中で明治維新を迎え、慶応4（1868）年の戊辰戦争では戦う経済力もなく、周囲の諸藩の圧力で奥羽越列藩同盟に加わりますが、新政府軍の到着を待って降伏し、無血開城を果たしました。そして、明治4（1872）年、廃藩置県で11代映季が藩知事を辞して東京へ移り、秋田氏時代は幕を降ろしました。

## (4)近現代

### ①近代

明治4（1871）年7月に誕生した三春県は、11月には平県に併合されて磐前県と改称し、同9（1876）年に現在の福島県が誕生しました。また、明治4（1871）年に戸籍法が制定されて翌年には戸籍が編製され、同6（1873）年から地租改正が進められます。同8（1875）年には、郡区町村編制法、府県会規則、地方税規則の三新法が制定され、自治体や議会、税の基礎が確立し、現在の本町を構成する旧三春町と御木沢・沢石・要田・中郷・中妻・巖江村が成立しました。そして、同12（1879）年に田村郡役所が三春に置かれた前後に、丈量図・丈量帳を作成し、地券証が配られ、人や土地が正確に把握されるようになりました。

こうした中で、下級武士出身の河野広中は、三春藩、若松県、福島県の吏員を歴任し、全国初の県会である福島県会の創設に尽力しました。そして、東京や高知、全国各所を巡って、自由民権運動を展開し、福島県会議長、自由党のリーダーとして活躍し、三春には政治結社の三師社や思想教育施設の正道館を設立して運動の拠点としました。しかし、福島県令三島通庸の弾圧により、明治15（1882）年に福島事件、同17（1884）年に加波山事件がおき、多くの運動家が逮捕・処罰され、国会開設を前に運動は収束していきました。

江戸時代以来の馬産は、新たに西洋種と掛け合わせた馬が生産され、福島県産馬会社や各地につ

くられた産馬組合を中心に、軍馬や競走馬として流通しました。また、生糸生産が国策として勧められると、各農家による養蚕から、工場での製糸業へ移り、三春にも三盛社等が設立され、海外への販売も展開しました。さらに、葉煙草生産も盛行し、明治 29 (1896) 年に煙草専売法が成立して葉煙草耕作が許可制になると、翌年には三春に葉煙草一等専売所が置かれ、その後も田村地方の葉煙草集荷拠点として賑わいました。

また、江戸時代の街道が県道として整備され、明治 24 (1891) 年に東北本線全線が開通すると、郡山駅から三春中心部を結ぶ三春馬車鉄道が開通されました。その後、大正 3 (1914) 年に平郡線（現在の磐越東線）郡山・三春間が開通すると、翌年には馬車鉄道は廃止されました。なお、大正 11 (1922) 年に三春滝ザクラが内務省から天然記念物に指定され、桜に対する保護・観光の視点が加わりました。

## ②現代

昭和 28 (1953) 年成立の町村合併促進法に基づき、同 30 (1955) 年 4 月に三春町と御木沢・中妻・中郷・沢石・要田村が合併し、新しい三春町が誕生しました。その後、11 月に旧中妻村の一部が郡山市に編入され、旧巖江村の一部が郡山市から三春に編入し、翌 31 (1956) 年に下舞木の一部が三春町に編入しました。そんな中、旧要田村では分町運動が起こり、住民投票の結果、同 32 (1957) 年に半分以上が船引町に編入されましたが、住民の希望により同 38 (1963) 年に一部が三春町に編入される結果となりました。こうした経緯から、新しい三春町建設の基本方針は、地域格差を解消し、住民の融合を図り、農業生産都市を建設することとされ、道路の整備拡充、農林道の開発、消防事業や教育施設の整備等が掲げられました。

昭和 40 (1965) 年に役場庁舎が完成し、その後、三春駅前に栄町団地が造成され、柴原に大滝根川浄水場、沼倉にごみ焼却場といった社会基盤が整えられ、公民館、町営グラウンド、武道館、各小中学校も順次整備されました。昭和 50 年代には、大平と南原に工業団地ができ、町民体育館や野球場、歴史民俗資料館も開設されました。昭和 60 年代には、岩手県一関市、アメリカ合衆国ライスレイク市と姉妹都市を結んで新たな交流が始まるとともに、岩江小学校で初めてオープンスペースが導入され、本町の教育方針による校舎整備が進められました。

平成になると、八島台や桜ヶ丘、紙漣の里など住宅団地が造成され、磐越自動車道や田村西部工業団地も完成し、第 50 回国民体育大会を迎えました。さらに、郷土人形館やライスレイクの家、ばんとうプラザ、三春の里田園生活館、福社会館といった施設も完成し、滝桜を訪れる観光客が爆発的に増え始めたのもこの頃でした。そして、平成 10 (1998) 年に三春ダムが完成すると、中心市街地の道路や施設整備も一段落しました。こうした中で人口増加のピークを迎え、その後は少子高齢化・人口減少が社会問題となりはじめ、同 19 (2007) 年には福島県立三春病院が、指定管理者が運営する町立三春病院に変わりました。そして、同 23 (2011) 年 3 月に東日本大震災が発生し、道路や建物に被害をうけるとともに、原子力発電所事故による浜通りの被災者の方々を受入れ、恵下越や四合田に被災者向けの団地も造成されました。平成 20 年代には、町中心部の桜川が改修され、大型商業施設が移転・新築されました。また、町内の中学校の再編が進み、貝山地区に新設された三春中学校と岩江中学校の 2 校となりました。令和になると、老朽化した役場庁舎が隣接地に新築され、今後は小学校の再編が進められる予定です。

※図や写真等を追加予定

## 第2章 三春町の宝物の概要

### 1. 指定等文化財

令和7(2025)年7月1日現在、文化財保護法、福島県文化財保護条例、三春町文化財保護条例に基づく本町の国・県・町指定ならびに登録文化財は、合計106件を数えます。このうち、有形文化財は71件、民俗文化財は20件、記念物は15件です。無形文化財、文化的景観、伝統的建造物群の指定・選定・登録はなく、無形文化財及び無形の民俗文化財の国の記録選択もありません。

最も多い有形文化財の内訳は、建造物が7件で、美術工芸品が64件です。美術工芸品は、歴史資料が多く、仏像等彫刻が続きます。内訳は、絵画が8件、彫刻が16件、工芸品が5件、書跡が3件、典籍が1件、古文書が6件、考古資料が1件、歴史資料が24件です。

民俗文化財は、有形の民俗文化財が7件、無形の民俗文化財が13件で、記念物は、遺跡が8件、動物・植物・地質鉱物が7件です。

なお、現在の三春町文化財保護条例には文化的景観の規定がありません。

表2-1：三春町の指定等文化財件数<sup>6</sup>（令和7(2025)年7月1日時点）

類型		国指定・選定	国選択	県指定等	町指定	国登録	合計	
有形文化財	建造物	1	—	0	4	2	7	
	美術工芸品	絵画	0	—	0	8	0	8
		彫刻	0	—	1	15	0	16
		工芸品	0	—	0	5	0	5
		書跡・典籍	0	—	0	4	0	4
		古文書	0	—	1	5	0	6
		考古資料	0	—	0	1	0	1
		歴史資料	0	—	0	24	0	24
無形文化財	0	0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	0	7	0	7	
	無形の民俗文化財	0	0	0	13	0	13	
記念物	遺跡	0	—	0	8	0	8	
	名勝地	0	—	0	0	0	0	
	動物・植物・地質鉱物	1	—	0	6	0	7	
文化的景観	0	—	—	—	—	0		
伝統的建造物群	0	—	—	0	—	0		
合計		2	0	2	100	2	106	

0：該当なし ー：制度なし

※認定申請時にはR8年3月時点の件数を記載予定

### 2. 未指定文化財

未指定文化財の把握は、令和6(2024)年度に実施したアンケートとワークショップ、「国土利用計画（第2次三春町計画）」（平成28(2016)年、三春町）策定の過程で実施した調査、昭和53(1978)年度から同55(1980)年度にかけて実施した絵馬の悉皆調査、同54(1979)年度に実施した近世社寺建築緊急調査、本町の遺跡台帳から行いました。

令和7(2025)年7月1日現在、把握している本町の未指定文化財は931件であり、その内訳は表2-2のとおりです。なお、遺跡273件のうち232件は、台帳に登録された埋蔵文化財です。また、文化財

<sup>6</sup> 表の件数には含まれていませんが、ほかに重要美術品等ノ保存ニ関スル法律(昭和8年法律第43号)により認定された国の重要美術品が2件あります。

の保存技術の選定はありません。

最も多い類型は遺跡で全体の 29.3%、次いで建造物で 27.5%、次いでその他（地名、方言等）で 15.1%です。また、地区で見ると、中郷地区が最も多く全体の 18.5%、次いで中妻地区が 16.4%、沢石地区が 14.2%、最も少ない地区が三春地区で 9.7%です。

表 2-2：三春町の未指定文化財件数（令和 7(2025)年 7 月 1 日時点）

類型		三春	御木沢	沢石	要田	中郷	中妻	岩江	全域	合計	
有形文化財	建造物	23	36	38	34	57	34	34	0	256	
	美術工芸品	絵画	0	1	0	0	0	0	0	0	1
		彫刻	1	5	4	6	3	4	0	0	23
		工芸品	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		書跡・典籍	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		古文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		考古資料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歴史資料	2	2	2	0	1	2	2	0	11		
無形文化財		0	0	0	1	0	0	0	0	1	
民俗文化財	有形の民俗文化財	12	12	22	8	19	11	8	1	93	
	無形の民俗文化財	6	5	1	5	8	6	6	0	37	
記念物	遺跡	3	3	4	6	5	17	3	0	273	
	名勝地	2	0	0	1	3	2	6	0	14	
	動物・植物・地質鉱物	15	5	15	7	10	6	3	0	61	
文化的景観		3	0	5	0	5	2	2	0	17	
伝統的建造物群		1	0	0	0	0	0	0	0	1	
その他		16	10	14	23	16	22	20	20	141	
合計		86	79	105	91	127	106	84	21	931	

全域：食や方言等の町全域に関わるもの

※認定申請時には R8 年 3 月時点の件数を記載予定

※今は地区ごとになっているが今後まとめる可能性あり

### 3. 類型ごとの概要と特徴

#### (1)有形文化財

##### ①建造物

建造物は、主に江戸時代のもので、江戸時代中期の民家である中山家住宅が国指定のほか、真照寺の古四王堂、田村大元神社の境内末社2社と表門といった社寺建造物と、18世紀末頃に建築された藩講所の表門があります。近年、明治期に富裕な商人が自宅と離れとして建設した旧吉田家住宅の主屋と紫雲閣が国の登録有形文化財となりました。

未指定文化財は、旧城下町の龍穩院や天沢寺、馬頭観音堂、愛宕神社といった寺院や神社の建造物が江戸時代後期の建築であるほか、周辺農村を含めて近代の社寺建築が多数残されており、虹梁や柱等に優れた彫刻が施された建造物が多く見られます。また、南町にある洋風建造物・旧遠藤医院や弓町の遊郭跡など、近代の優れた建造物が残されています。なお、旧城下町をはじめ周辺農村には、江戸時代後期から近代の建築と推定される多数の古い土蔵や民家が残されています。さらに、近代化遺産として移川の水力発電所の関連遺構や、現代の三春ダムや関連施設、本町出身の建築家である大高正人の設計による公共施設といった建造物もあります。

##### ②美術工芸品

###### ア. 絵画

絵画は、仏画や僧侶の肖像画のような仏教の信仰に関わるものが中心です。ほかに、戦国時代に晩年を三春で過ごした画僧・雪村周継による奔馬図や達磨図、主に近代の三春で活躍した高倉旭城による滝桜図もあります。

未指定文化財は、江戸時代後期の三春藩士で明治期も活躍した中村寛亭が、鶴や人物画を中心に多数の作品と弟子を残しています。同じく三春藩の駒奉行等を勤めた徳田氏は、好時、好展、甘露の3代に渡って研山と号し、絵馬を中心に馬の絵を多数残しています。ほかに、明治から昭和前期に活躍した画家の作品も多く伝わっています。

###### イ. 彫刻

彫刻は、16点全てが高僧を含めた仏像で、真照寺や法蔵寺等に多く、光岩寺では本尊が県指定(国認定重要美術品)、脇侍仏2点が町指定です。

未指定文化財は、城下町だけではなく周辺農村の寺院や仏堂に、江戸時代と推定される仏像が多数伝わっています。

###### ウ. 工芸品

工芸品は、高木神社に田村氏が帝釈天に奉納した金工品4点が伝わっているほか、県指定の銅製鰐口もありましたが、盗難に遭って昭和46年に指定解除されました。また、永仁3年(1295)の銘をもつ田村大元神社の銅製松喰鶴鏡は国認定の重要美術品です。

未指定文化財は、各地の寺院や神社に、江戸時代の銅鏡や鰐口、鉦、華鬘等の金工品が多数伝わり、江戸時代の藩士や町・村の役人等の子孫の家に、膳や椀等の漆器や陶磁器の優品も伝わっています。また、張子細工の三春人形や木工品の三春駒、三春羽子板といった郷土玩具類も優品がたくさん残されており、三春の文化を象徴する宝物と考えられます。ほかに、江戸時代から大正時代にかけて、城下の丈六地区で藩の瓦師である江幡氏が丈六焼と呼ばれる瓦質土器を制作し、

祠や狛犬、恵比寿・大黒等の人形が各所に伝わっています。

## 工. 書跡

書跡は、3点とも江戸時代の高僧の墨跡等で、福聚寺と高乾院の所蔵です。

未指定文化財は、寺院や神社に高僧の書が多数伝わり、旧藩士や上級町人の家には藩主一族の書も伝わっています。また、三春周辺には自由民権運動を経て国会議員となった河野広中の揮毫が多数伝わっています。

## オ. 典籍

典籍は、高乾院の仏教典籍 1,710 点です。

未指定文化財は、江戸時代の藩講所で所蔵した約 2,600 件の和漢の典籍と、それを引き継いだ自由民権運動の学校である正道館や近代の三春小学校の図書を三春町歴史民俗資料館で保管しており、貴重な宝物です。

## カ. 古文書

古文書は、県指定の田村氏掟書をはじめとして、主に戦国時代の田村氏に関係するものが4件と、江戸時代前期の雪村庵再建に関わる文書のほか、三春藩主秋田家の祖に関連する文書が指定されています。

未指定文化財は、浪岡・細川・植田・湊・橋村家等旧三春藩士の家や、川又・春山・橋元家等町役人の家、木幡・平沢家といった庄屋の家の古文書群を、歴史民俗資料館で多数保管しています。

## キ. 考古資料

考古資料は、縄文時代の大規模な集落跡である西方前遺跡の出土品のうち、晩期末葉の墓跡と推定される第94号土坑から一括出土した土偶1点と土器7点が指定されています。

未指定文化財は、福島県教育委員会が所蔵する柴原A遺跡から出土したハート形土偶が貴重な資料です。

## ク. 歴史資料

歴史資料は、主に仏教関係と城・城下町・大名に関わるものが指定されています。仏教関係は、真照寺に伝わる中世の経典等の写しと、江戸時代初期を中心とする福聚寺・高乾院に伝わる禅僧の印可證文群と、高乾院の古文書等があり、ほかに周辺農村部に点在する板石供養塔婆等が6件指定されています。また、三春城と城下の絵図が3件、三春城の鯨瓦と鬼瓦が各1点、龍穩院に伝わる秋田肥季夫人が使用した姫駕籠（女乗物）や、三春藩主秋田家の子孫から寄贈された甲冑や鞍、大礼服など9点があるほか、明治期に河野広中が三春小学校へ寄贈した百科事典もあります。

未指定文化財は、江戸時代後期から明治時代にかけて三春周辺で盛んに学ばれた和算に関連して、寺社に奉納された算額や、和算から発達した技術で領内の村々を測量をした三春藩絵図方の資料があります。

## (2)無形文化財

無形文化財の指定等はありませんが、未指定文化財としては三春人形の制作技術があります。

### (3)民俗文化財

#### ①有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、三春大神宮の10面、馬頭観音堂の9面、天日鷲神社の2面、巖島神社の1面の絵馬と、三春大神宮の木彫品である白馬像が指定されています。

未指定文化財は、江戸時代から近代にかけて奉納された絵馬が多数伝わっており、三春での馬産の振興がうかがえます。こうした馬産のほかに、養蚕、葉煙草や菅笠といった特産品の生産・流通や、農業に係る道具、さらに職人や商売に係る道具が多数伝わっています。

#### ②無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、太々神楽が3件、三匹獅子舞が5件、長獅子舞が3件のほかに、盆踊りと水かけ祭りが指定されています。このほかに、地域で行われている念仏講（数珠廻し）や天神講、えびす講等の講が伝わっています。

### (4)記念物

#### ①遺跡

遺跡は、田村・加藤・松下・秋田氏に関わる大名墓5件のほか、堂平遺跡の敷居住居跡と三春城址が史跡に指定されています。

未指定文化財のうち、埋蔵文化財は、232件が台帳に登録されています。性格や時代が異なる遺跡が同じ場所で重複する複合遺跡があるため合計数が多くなりますが、種別では集落跡を含めた散布地が162件、古墳・塚が28件、城館跡が29件、板石供養塔婆など石像物が11件、焼物の窯跡である生産遺跡が2件あります。時代別では、縄文時代が70件、弥生時代が2件、古墳時代が13件、奈良時代が64件、平安時代が118件、中世が39件、近世が35件、近代が3件、不明が26件となります。なお、本調査を行っていない遺跡は奈良時代と平安時代の区分が難しいため、奈良時代の遺跡は全て平安時代まで継続している形で登録されています。そして、古墳時代では、集落跡は確認されておらず、全てマウンドを持つ古墳状の遺構で、これらは中近世の塚の可能性もあります。また、全体の割合としては多くありませんが、近世が35件、近代も3件の遺跡が登録されており、他の市町村と比べると高い比率です。

未指定文化財は、ほかに、来光院跡に残る百杯宴碑や、庚申塔、日待・月待塔、顕彰碑や忠魂碑といった石塔・石碑があらこちらにあります。また、おおよそ江戸時代の村毎に所在する城館跡は、本町の歴史を構成する重要な遺跡です。

#### ②名勝地

名勝地の指定等はありませんが、未指定文化財としては井戸や泉、近世のため池、明治時代に開かれた小鳥山公園等の名勝地があります。

#### ③動物・植物・地質鉱物

動物の指定等はありませんが、未指定文化財としては主に沢石地区にホタルの生息地が多数確認されています。大部分はヘイケボタルですが、一部ゲンジボタルを見ることができる生息地もあります。

植物は全て樹木で、滝ザクラをはじめとしたサクラが3件のほか、モミ、イヌシデ、ケヤキ、ブ

ナが1件ずつあります。真照寺のイチイは平成17(2005)年の大雪で毀損し、指定解除となりました。三春滝ザクラと愛宕神社のケヤキ、南成田の大ザクラ、白山比咩神社のブナは、福島県農林水産部が所管する「緑の文化財」にも登録されています。

未指定文化財には、「緑の文化財」であるサクラとヒイラギが各1件とイチイ並木、三春大神宮の森といった樹木群があります。サクラについては、三春さくらの会が桜の名木として、町指定文化財の2本を含め25本を指定し、標柱を設置して保護しています。このほかにも町内各所に多数のサクラ樹があり、各地区でそれらを紹介する地図を作成する等、三春の文化を象徴する樹木であることから、本町はしだれ桜を町の木としています。これに対して、町の花は、阿武隈高地に自生するツツジ(サツキ)の栽培品種の松波で、以前は盆栽として栽培する愛好者がたくさんいましたが、近年は減少しています。

地質鉱物の指定等はありませんが、未指定文化財としては、三春城跡の城山中腹で確認できる白河層の礫層や、一本松地内等で産出していた「三春石」と呼ばれた御影石があります。

## (5)文化的景観

文化的景観の選定はありませんが、未指定文化財としては、各地区で開催したワークショップやアンケートで、旧城下町の三春城跡や神社仏閣や農村部の集落や田園風景等が挙げられています。

## (6)伝統的建造物群

伝統的建造物群の選定はありませんが、未指定文化財としては、弓町の遊郭跡が相当します。

## (7)その他

その他の宝物は全て未指定文化財で、墓地や食、地名、伝承、方言等があります。墓地については、町内各所に古い石碑を遺す共同墓地や旧墓地があり、地域で利用していた棺台のような葬具を保管する施設が併設される場合もあります。食に関しては、索麺や油揚げ、ゆべしといった伝統的な商品や、餅や団子といった家庭料理、ブルーベリーやピーマン(グルメンチ)といった最近の農作物があります。また、町内各所にいわれのある地名や昔話等の伝承、本町独特の方言も伝わっています。

## (8)全体の傾向

指定等文化財は、寺院や神社が所蔵あるいはその敷地内に所在するものが61件と多く、ほかに神社で奉納される無形の民俗文化財が12件、境内地以外に建つ供養塔が6件あり、106件の宝物の中で信仰にかかわるものが合計79件にのぼります。これは、本町の歴史や文化が、寺社や地域の信仰に支えられる部分が大きかったことでもあります。把握や管理がしやすい物件から指定されている可能性もあります。

未指定文化財を加えた宝物の構成から、中近世の仏教文化とそこから派生する民俗芸能や信仰、中近世の大名や武士の文化と城下町の町人文化、村の城館や庄屋の文化と馬産・養蚕・葉煙草・菅笠・三春人形といった特産品、滝ザクラをはじめとした桜の町というのが、本町の特徴です。

※写真等を追加予定

## 第4章 三春町の宝物に関する既往の把握調査

### 1. 宝物に関するこれまでの調査

本町では、これまでに、宝物に関する把握調査として、三春町史編纂時等の三春町による調査、三春町教育委員会による調査、三春町歴史民俗資料館による研究や展覧会開催のための調査、福島県教育委員会による調査（文化庁の補助事業等で実施した全国的な文化財調査）等を行ってきました。

上記の把握調査に関する報告書・書籍等は、昭和 31(1956)年から平成 29(2017)年のものまでであり、そのうち最も多いものは福島県教育委員会発行の報告書です。

宝物の把握調査に関する報告書・書籍等の一覧は、資料編に掲載します。

※調査報告書の追加後、文章再整理予定

### 2. 把握調査の課題

建造物、美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書）、無形文化財、民俗文化財（有形の民俗文化財、無形の民俗文化財）、記念物（遺跡）については、三春町史編纂時の調査や福島県教育委員会による県内の調査により、悉皆的に把握を行っています。そのうち、建造物と無形の民俗文化財については、平成期以降にも調査を行っており報告書の数も多く発行していますが、それ以外は昭和期の調査で留まっています。なお、有形の民俗文化財は三春町歴史民俗資料館の展覧会企画の過程において、平成期以降も悉皆的に把握を進めています。

美術工芸品（歴史資料）、記念物（名勝地、動物・植物・地質鉱物）、その他の宝物については、調査成果が該当する部分もありますが、悉皆的な把握は行っていません。文化的景観と伝統的建造物群の把握調査は未実施です。

また、地区別でみると、三春地区については、旧城下町であり社寺が集中していることから、有形文化財についての調査成果が多く得られています。中郷地区は、三春ダム建設の予備調査が昭和 43(1968)年から始まり、その過程で水没する地域の建造物や無形の民俗文化財等の調査が集中的に行われました。

表 4-1：三春町の宝物の把握調査状況

類型		調査状況	調査状況の概要・課題	
有形文化財	建造物	○	・福島県教育委員会によって、平成期以降も社寺、城館、民家、近代建築等の悉皆的な把握調査が行われているほか、『福島県民俗分布図』や『「歴史の道」調査報告書』においても、三春・御木沢・中郷・中妻・岩江地区の建造物が調査されています。	
	美術工芸品	絵画	△	・福島県教育委員会によって、絵画の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として絵画を整理していますが、社寺所蔵のものに限られています。
		彫刻	△	・福島県教育委員会によって、彫刻の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として彫刻を整理していますが、社寺所蔵のものに限られています。
		工芸品	△	・福島県教育委員会によって、金工品、漆工品等の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として工芸品を整理していますが、社寺所蔵のものに限られています。

類型		調査状況	調査状況の概要・課題
有形文化財	美術工芸品	書跡・典籍	△ ・福島県教育委員会によって、書跡の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。
		古文書	△ ・三春町史に古代から現代までの史資料が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、古文書の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として古文書を整理していますが、社寺所蔵のものに限られています。
		考古資料	× ・福島県教育委員会によって、石造文化財の悉皆的な把握調査が行われており、その中に本町の宝物が挙がっていますが、考古資料全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。 ・三春町教育委員会が、平成期以降も埋蔵文化財調査を行っていますが、開発に伴う調査に限られています。
		歴史資料	× ・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、歴史資料全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。
無形文化財		△	・福島県教育委員会によって、伝統工芸技術の悉皆的な把握調査が行われていますが、昭和期までの調査で留まっています。
民俗文化財	有形の民俗文化財	○	・三春町史に民具、玩具が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、絵馬の悉皆的な把握調査が行われているほか、『福島県民俗分布図』においても、中郷・中妻・岩江地区の有形の民俗文化財について調査されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町歴史民俗資料館が、平成期以降も展覧会図録として三春人形や丈六焼等について整理しており、町内全域が対象となっています。
	無形の民俗文化財	○	・三春町史に衣食住、生業、生活、年中行事、信仰、民俗芸能、伝説等が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、平成期以降も祭礼、民謡、風俗慣習、民俗芸能、山岳信仰、民俗技術等の悉皆的な把握調査が行われているほか、『福島県民俗分布図』においても、中郷・中妻・岩江地区の無形の民俗文化財について調査されています。
記念物	遺跡	△	・三春町史に遺跡、古墳が整理されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・福島県教育委員会によって、石造文化財の悉皆的な把握調査が行われており、その中に本町の宝物が挙がっているほか、『「歴史の道」調査報告書』においても、三春・御木沢・中郷・中妻・岩江地区の遺跡について調査されていますが、昭和期までの調査で留まっています。 ・三春町教育委員会が、平成期以降も埋蔵文化財調査を行っていますが、開発に伴う調査に限られています。
	名勝地	×	・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、名勝地全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。
	動物・植物・地質鉱物	×	・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、動物・植物・地質鉱物全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。
文化的景観		×	・把握調査は未実施です。
伝統的建造物群		×	・把握調査は未実施です。
その他		×	・福島県教育委員会発行『「歴史の道」調査報告書』に本町の宝物が挙がっていますが、その他の宝物全体を対象とした悉皆的な把握調査は行っていません。

【調査状況の判断基準】

○：調査済み（把握調査を悉皆的に実施しており、平成期以降も継続している）

△：調査不足（把握調査を悉皆的に実施しているが、昭和期以前に留まっている）

×：調査未実施（把握調査を実施していない、または把握調査を実施しているが悉皆的ではない）

※ここでの悉皆的な把握調査とは、町全域を対象とした、三春町史編纂時の調査、三春町教育委員会・三春町歴史民俗資料館・福島県教育委員会による調査を指します。

表の凡例

紫字：主に旧城下町（現在の三春地区）に関係

緑字：主に旧農山村（現在の御木沢、岩江、中妻、中郷、沢石、要田地区）に関係

青字：旧城下町と旧農山村の両方に関係

※記載箇所はおおよその発生・開始時点

歴史文化の特性・関連文化財群・文化財保存活用区域について

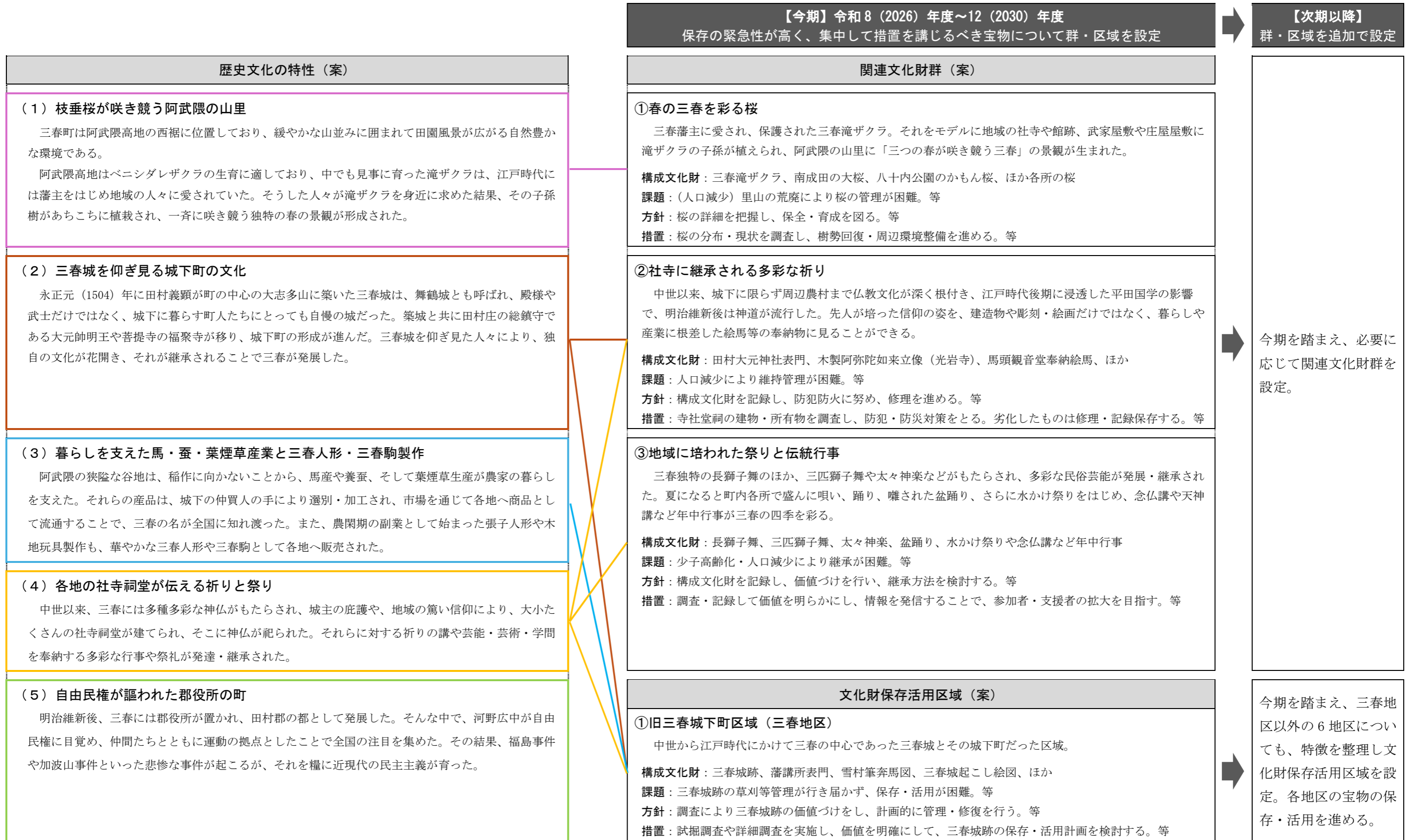
①三春町の歴史文化の特性の考え方

三春町に関する主な自然・地理的事柄、社会的事柄、歴史的事柄を時代順に並べ（縦軸）、分類し（横軸）、歴史文化の特性を以下のように検討した。

時代	事柄の分類	政治	社会・生活	信仰・祭礼	交通	産業・工芸	自然
原始 12万年前～3世紀	旧石器 12万年前～						(1) 枝垂桜が咲き競う阿武隈の山里
	縄文 1万6千年前～		・大滝根川流域に人が居住していた痕跡(西方前遺跡等)	土偶・石棒・敷石住居(柴原 A、堂平遺跡等)			
	弥生 紀元前4世紀～						
古代 3世紀～1185年	古墳 3世紀～			・古墳の築造(一本松古墳等)			
	飛鳥 593年～						
	奈良 710年～		・墾田永年私財法による開墾、集落の形成	・仏教典籍・經典の流布 ・田村麻呂伝説			
中世 1185年～1504年	鎌倉 1185年～	・田村庄司による支配		・板石供養塔婆の建立 ・法蔵寺の開山(町内最古刹) ・仏像・仏具の制作			・三春滝ザクラ
	南北朝 1333年～	・「御春(みはる)」の語の初出					
	室町 1392年～	・三春城の築城、田村氏が入城 ・田村四十八館の築城		・田村大元神社・福聚寺が三春に移転			
近世 1504年～1868年	安土桃山 1573年～	・愛姫が伊達家に嫁入り		・州伝寺、光岩寺(松下氏菩提寺)建立	・江戸・会津・岩城街道等の成立(鷹巣の一里塚)	・馬や漆生産の奨励	
	江戸 1603年～	・三春藩の成立(加藤・松下氏) ・秋田俊季が三春城入城 ・守山藩の成立 ・猫騒動	・藩講所明德堂の創設 ・寺子屋の創設	・高乾院、龍穩院、真照寺(秋田家菩提寺)開山 ・平田国学の影響による神道の流行		・馬産の振興 ・養蚕、煙草の生産 ・農村の暮らし(中山家住宅) ・三春人形、三春駒の制作 ・管笠の制作 ・素麺、油揚の生産	・町内各所に枝垂れ桜が植えられる
近代 1868年～1945年	明治 1868年～	・戊辰戦争 ・河野広中・自由民権運動 ・役所や学校の整備	・和算の隆盛	・算額・絵馬奉納の流行	・三春馬車鉄道の開設 ・平郡線(後の磐越東線)の開通・三春駅の開設	・養蚕・製糸の発展 ・三春専売局(専売公社)による煙草の	・水力発電所の建設
	大正 1912年～						・滝ザクラの天然記念物指定
	昭和 1926年～				・暮らしを支えた馬・蚕・葉煙草産業と三春人形・三春駒製作		
現代 1945年～	太平洋戦争終結 1945年～						
	平成 1989年～						・三春ダムの建設、さくら湖周辺の開発
	令和 2019年～	・(5) 自由民権が謳われた郡役所の町					

②三春町の歴史文化の特性・関連文化財群・文化財保存活用区域

歴史文化の特性（案）と関連文化財群・文化財保存活用区域（案）の内容及び関係性を以下に整理する。なお、関連文化財群と文化財保存活用区域については、次期以降に追加で設定することを予定する。



## 将来像・課題・方針・措置について

## ①将来像の考え方

地域計画の上位に位置する長期計画・教育大綱の内容、三春町の概要、宝物の概要、歴史文化の特性から、将来像（案）を検討した。

	長期計画・教育大綱に示された将来像・理念・目標等	地域計画の将来像（案）
第8次三春町長期計画	<p>■目指すべき将来像：いつまでも“ゆかしい”まち 三春 ～みんなで育む 一人ひとりの想いが花開く 地域づくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「ゆかしい」は、本町で昔から大切にされている「人の温かさやつながり」、「自然環境や田園風景」、「歴史や文化」などの魅力を“ゆかしい”という言葉で表現。</li> <li>「いつまでも」は、ゆかしい魅力を大切に守り、活かしながら、町民の一人ひとりが心惹かれる町であり続けたいという想いを表現。</li> <li>「みんなで育む」は、協働してまちづくりを進めることを表現。</li> <li>「一人ひとりの想いが花開く」は、「誰一人取り残さない」といったことが重要な観点であることを表現。</li> <li>「地域づくり」は、あえて「まちづくり」という言葉を使わずに、本町の特徴である7つの地域を単位に「支え合う地域づくり、持続・発展する地域づくり」を進めることが重要であること、それが本町全体の共生していくまちづくりに繋がることを表現。</li> </ul> <p>■基本目標：『こどもの笑顔』はぐくむ地域づくり</p> <p>※基本目標は1～5まで設定されており、文化財に関わる内容は「1『こどもの笑顔』はぐくむ地域づくり」に基づく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大人も子どもも、全ての世代が、受け継がれてきた本町の豊かな自然や歴史、文化に触れることなどにより、心豊かに笑顔あふれる地域づくりを目指す。</li> </ul>	<p>将来像（案）：地域のみんで“ゆかしい”宝物を受け継ぎ、活かすまち</p> <p>【計画主体について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町内には、47の行政区に町内会、7つの地区にまちづくり協議会が組織されており、町民主体のまちづくりが進められている。</li> <li>上位計画においても、地域社会全体で支え合う関係作りの重要性が基本方針として示されており、本計画もその考え方をふまえる。</li> <li>文化財の保存や活用は、これまで主に所有者や行政が担ってきたが、少子高齢化や後継者不足といった課題が顕在化しつつある。文化財を未来へと受け継いでいくためには、所有者や関係者だけで抱え込まず、地域に暮らす一人ひとりが関心を持ち、支え合っていく必要がある。</li> <li>本計画では、「地域のみんな」で取り組むという視点を大切にする。</li> </ul> <p>【計画対象となる宝物について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宝物の概要や歴史文化の特性の検討で整理したように、本町では、山あいにかかれた小さな城下町と農山村の両方で、城館や社寺、伝統産業、自然といった宝物が受け継がれてきた。</li> <li>地域の宝物は、町の長期計画において掲げられている「ゆかしい（＝なつかしい、心惹かれる）」という理念を体現している。</li> <li>本計画は、三春の城下町と農山村の“ゆかしい”宝物を保存・活用していくものとする。</li> </ul> <p>【計画の方向性について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育大綱において、歴史・文化遺産の「継承・活用（＝受け継ぎ、活かす）」が基本政策として明記されている。</li> <li>本計画はこれに準じ、以下の2点を両輪として、宝物を未来へと受け継ぎ、地域の活力になるよう活かしていくことを目指す。</li> </ul> <p>《受け継ぐ》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宝物の歴史的価値や文化的特徴を正しく理解するために、綿密な〈調査・研究〉を行う。</li> <li>宝物が長く大切に守られ、その本来の価値を保ち続けるよう、適切な〈保存・管理〉や〈防災・防犯〉対策に取り組み、宝物を確実に保存する。</li> <li>所有者や関係者が抱える課題を支えながら、宝物を次世代へ継承する〈体制構築〉を行う。</li> </ul> <p>《活かす》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宝物をただ保存するだけでなく、地域の人々が身近に感じ、誇りを持って関わるができるよう、教育や体験活動等の取組により宝物を〈普及〉し、魅力ある資源として〈活用〉する。</li> <li>地域内外に向けて〈情報発信〉を強化し、観光振興や地域経済の活性化に結びつけることで、宝物の価値を地域の生活や産業に生かす。</li> </ul>
三春町第2期教育大綱	<p>■基本理念：学び、つながり、未来を拓く、三春の教育の創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「学び」は、子どもも大人も、町民一人一人の学ぶことの喜びを大切にすることを意味。</li> <li>「つながる」は、地域の課題解決のために地域社会全体で支え合う関係づくりを進めることを意味。</li> <li>「未来を拓く」は、三春町の将来を担う人材を育成することが、豊かな未来を創り上げる基盤となること、一人一人が自らの未来を創っていくことを意味。</li> </ul> <p>■生涯学習の基本目標：全員参加型の生涯学習ネットワークの構築</p> <p>※基本目標は「学校教育」と「生涯学習」に対して設定されており、文化財に関わる内容は「生涯学習」に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが生涯を通して学び続け、活躍できる社会の実現を目指す取組として、町民自らが「学ぶ機会」を提供し、その成果を生かすことができる「人づくり」、「つながりづくり」、「まちづくり」を支援する。</li> </ul> <p>■歴史民俗資料館の基本政策：歴史・文化遺産を継承・活用したまちづくり</p> <p>※基本施策は各組織に対して設定されており、文化財に関わる内容は「歴史民俗資料館」に含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歴史民俗資料館は、地域の宝である歴史・文化遺産（文化財）を調査し、その保存に努め、活用を推進する。</li> <li>文化財に関する情報を発信することで、町民の関心や学習意欲を高めるとともに、町内外の交流を促進し、文化財を保存・継承する団体や、地域・学校などと連携して、豊かな社会と人の形成を支援する。</li> </ul>	
	<p>：計画対象となる宝物（文化財）に関わる文言</p> <p>：計画主体に関わる文言</p> <p>：計画の方向性に関わる文言</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>三春町の概要</li> <li>三春町の宝物の概要</li> <li>三春町の歴史文化の特性</li> </ul>	

②措置の一覧表（案）

こちらは素案です。事前送付は行わず、協議会当日、修正版を配布予定です

将来像に基づいた課題、方針、措置を一覧表として整理した。

将来像	方向性	分類	課題	方針	措置	
地域のみんなで“ゆかしい”宝物を受け継ぎ、活かすまち	受け継ぐ	調査・研究	1. 調査・研究の不足 三春の宝物の実態や由来、伝承等に関する調査・研究が十分に行われておらず、体系的な把握が不足している。	1. 継続的・計画的な調査・研究の推進 三春の宝物の実態や由来、伝承などを体系的に把握するため、継続的かつ計画的な調査・研究を推進する。	1-1 三春の宝物の把握調査 1-2 既存の調査成果の再確認・整理 1-3 地区ごとの特徴を活かした調査 1-4 昔話や伝説、地名の由来等の文献調査、聞き取り調査 1-5 三春城跡の保存・整備に向けた調査	
			2. 調査・研究拠点の整備不足 三春の宝物を後世へ確実に伝えるため、継続的な調査・収集・研究を進める拠点の整備が必要。	2. 調査・研究拠点の整備の推進 調査・収集・研究の中心となる拠点を整備し、三春の宝物を確実に後世に伝えるための基盤を強化する。	2-1 収蔵資料の再確認・整理 2-2 空き施設や未活用施設の有効活用(収蔵・公開施設として、など) 2-3 空き家のリノベーションによる利用の検討	
		保存・管理	3. 保存・管理が不十分 老朽化・風化・損壊が進む三春の宝物への適切な保存・管理が十分に行き届いていない。	3. 適切な保存・管理の推進 老朽化や風化が進む三春の宝物を適切に保存・管理し、将来世代に継承できるよう取り組みを進める。	3-1 文化財台帳(指定等文化財)の更新 3-2 三春の宝物リストの作成 3-3 未指定文化財の指定・登録推進 3-4 指定等文化財の保存管理 3-5 指定等文化財の修復補助 3-6 埋蔵文化財確認調査 3-7 歴史民俗資料館収蔵資料の修理・整理・目録作成 3-8 三春滝桜の保護・管理 3-9 三春城跡の保存・管理 3-10 中山家住宅の移築の検討 3-11 堂平遺跡の復元・整備の検討 3-12 寺社や記念碑の修繕・整備	
			4. 所有者・管理者への支援不足 担い手の高齢化・減少が進み、民俗芸能や地域行事、寺社等の継承が困難になりつつある。	4. 所有者・管理者への支援の強化 担い手の高齢化や減少が進む中、寺社や民俗芸能などを守る地域の所有者・管理者への支援を強化し、継承を支える。	4-1 文化財修理事業 4-2 財政的援助の拡充の検討 4-3 助成制度の簡素化の検討 4-4 文化財保護保存団体育成事業 4-5 学芸員等による地域住民への指導・会合の開催 4-6 フォーラム・相談会の実施 4-7 「三春の宝物」登録制度(仮称)の検討	
			5. 記録・可視化の遅れ 三春の宝物を記録し、価値や魅力を発信し、継承していくためのデジタルアーカイブ化や可視化は、これまで一部にとどまっており、町内外に向けた分かりやすい情報発信や、利活用につなげる仕組みの整備が十分ではなかった。	5. デジタルアーカイブ化・情報の可視化 これまで一部にとどまっていた宝物の記録や情報発信を、デジタル技術を活用して見える化し、利活用や継承につなげる。	5-1 三春町歴史民俗資料館デジタルミュージアムへのコンテンツ追加・活用 5-2 無形民俗文化財等の映像記録化 5-3 三春の宝物の動画・紹介ビデオの作成 5-4 三春町歴史民俗資料館 HP の充実 5-5 SNS・YouTube・LINE 等を用いた広報・発信	
			防災・防犯	6. 防災・防犯対策の不足 宝物に対する火災・災害・盗難のリスクがある中で、防災・防犯体制の整備が急務である。	6. 防災・防犯対策の推進 文化財を火災や盗難、自然災害から守るため、防災・防犯の観点を踏まえた体制づくりと対策を進める。	6-1 文化財パトロール事業 6-2 災害対応マニュアルの作成 6-3 県大綱の相互応援協定に基づく災害時の支援 6-4 消防訓練等の実施 6-5 防災計画の策定(指定等文化財) 6-6 所有者・管理者への危機管理情報の提供

将来像	方向性	分類	課題	方針	措置											
地域のみんなで「ゆかしい」宝物を受け継ぎ、活かすまち	受け継ぐ	体制構築	7. 教育が不十分 地域の歴史文化に関する学びの機会や教材が不足しており、世代を超えた継承が困難である。	7. 教育の充実 地域の歴史文化にふれる学びの場や教材の充実を図り、世代を超えて文化を継承していける教育環境を整備する。	7-1 学校教育での歴史文化の活用(授業、クラブ活動など) 7-2 体験学習・地域学習の強化(坐禅、だんごさしなど) 7-3 教材・資料の整備(子ども用・大人用) 7-4 出前講座の開催(学校対象) 7-5 出前講座の開催(一般対象) 7-6 地域と学校の連携 地域ぐるみの学習体制の構築 7-7 地区別の歴史学習や郷土学習の充実											
			8. 人材育成・体制整備の不足 宝物の保存・活用には専門的な知識と経験を持つ人材の関与が不可欠であるが、特に各地域での人材育成体制が十分に整っていない。行政内部の体制整備とあわせて、住民や関係団体との連携による人材育成の仕組みづくりが求められている。	8. 人材育成・体制整備の推進 専門人材の確保・育成と、行政内部の体制整備、地域との連携により、文化財の保存・活用を支える仕組みを築く。	8-1 愛好会や歴史ボランティアの組織化・育成 8-2 民俗芸能継承に向けたクラブ活動支援 8-3 歴史の語り部(仮)の育成と活用 8-4 文化財行政に携わる専門人材(学芸員等)の継続的な雇用の確保											
			9. 公開・展示が不十分 宝物の公開・展示はこれまでも行われてきたが、観光資源や教育資源としての活用が十分とはいえなかった。来訪者と町民、双方が関心を持ち、学びや体験を通じて地域の魅力を実感できるような公開手法の構築が課題である。	9. 公開・展示の推進 観光・教育資源としての文化財の活用を進め、住民や来訪者が関心を持ち、学びや体験を通して魅力を実感できる公開・展示のあり方を整える。	9-1 歴史民俗資料館・郷土人形館等での展示企画 9-2 興味を喚起する展覧会の開催(盗まれた文化財展など) 9-3 個人所有の三春の宝物の公開の推進 9-4 地区イベントや民俗芸能の披露 9-5 観光客への対応強化(ガイド養成、外国人対応)											
			10. 周辺環境の整備不足 三春の宝物周辺の案内表示やアクセス、景観面、安全面の整備が不十分である。	10. 周辺環境の整備の推進 三春の宝物の魅力を引き立て、安心して訪問・体験できるよう、案内表示、アクセス、景観や安全面などの周辺環境を整備する。	10-1 指定等文化財標柱・解説板整備事業 10-2 三春の宝物の案内板・説明板・立て札の設置・更新 10-3 歩きたくなる道の整備、休憩所の設置 10-4 ビュースポットの明示											
			11. 地域活性化への活用の不足 これまでも宝物を観光資源として活用する取り組みは行われてきたが、地域の魅力として十分に発信されているとはいえず、経済や交流の活性化にはつながりきれていない。	11. 活用による地域活性化 三春の宝物を観光や交流、地域産業などと結びつけ、地域の魅力として積極的に活用することで、経済や人の流れを生み出し、地域全体の活性化につなげる。	11-1 SNSを活用した観光PR・「インスタ映え」対応 11-2 コンセプトの明確化(東北の小鎌倉 など) 11-3 各地区の文化的特色を活かしたまち歩き企画 11-4 ビジターマップの作成 11-5 スタンプラリー、謎解きイベント、イベント型ゲームの制作 11-6 モンベルとの連携 11-7 グッズ・御朱印などの開発 11-8 三春の宝物を活用した周遊・体験型商品・サービスの創出 11-9 寺めぐり・三春の宝物めぐりツアーの企画											
			12. より多くの人に伝わる広報・情報発信の不足 町の宝物や歴史文化資源に関する魅力や活動が十分に周知されておらず、内外への発信力が弱い。	12. 広報・情報発信の充実 町内外に向けた文化財の魅力や活動の発信を強化し、多様な手段でより多くの人に届ける広報の充実を図る。	12-1 広報誌・町HP・LINE・SNS等の発信充実 12-2 地区別の発信、町民参加型の企画 12-3 多様な媒体を使った情報発信(チラシ、動画など) 12-4 PRキャラクターやパンフレットの活用 12-5 新キャラクター創出(例:祭りレンジャー) 12-6 各種メディア(TV・ラジオ・YouTube等)での発信											
	活かす	普及・活用	9. 公開・展示が不十分 宝物の公開・展示はこれまでも行われてきたが、観光資源や教育資源としての活用が十分とはいえなかった。来訪者と町民、双方が関心を持ち、学びや体験を通じて地域の魅力を実感できるような公開手法の構築が課題である。	9. 公開・展示の推進 観光・教育資源としての文化財の活用を進め、住民や来訪者が関心を持ち、学びや体験を通して魅力を実感できる公開・展示のあり方を整える。	10-1 指定等文化財標柱・解説板整備事業 10-2 三春の宝物の案内板・説明板・立て札の設置・更新 10-3 歩きたくなる道の整備、休憩所の設置 10-4 ビュースポットの明示											
						10. 周辺環境の整備不足 三春の宝物周辺の案内表示やアクセス、景観面、安全面の整備が不十分である。	10. 周辺環境の整備の推進 三春の宝物の魅力を引き立て、安心して訪問・体験できるよう、案内表示、アクセス、景観や安全面などの周辺環境を整備する。	11-1 SNSを活用した観光PR・「インスタ映え」対応 11-2 コンセプトの明確化(東北の小鎌倉 など) 11-3 各地区の文化的特色を活かしたまち歩き企画 11-4 ビジターマップの作成 11-5 スタンプラリー、謎解きイベント、イベント型ゲームの制作 11-6 モンベルとの連携 11-7 グッズ・御朱印などの開発 11-8 三春の宝物を活用した周遊・体験型商品・サービスの創出 11-9 寺めぐり・三春の宝物めぐりツアーの企画								
									11. 地域活性化への活用の不足 これまでも宝物を観光資源として活用する取り組みは行われてきたが、地域の魅力として十分に発信されているとはいえず、経済や交流の活性化にはつながりきれていない。	11. 活用による地域活性化 三春の宝物を観光や交流、地域産業などと結びつけ、地域の魅力として積極的に活用することで、経済や人の流れを生み出し、地域全体の活性化につなげる。	12-1 広報誌・町HP・LINE・SNS等の発信充実 12-2 地区別の発信、町民参加型の企画 12-3 多様な媒体を使った情報発信(チラシ、動画など) 12-4 PRキャラクターやパンフレットの活用 12-5 新キャラクター創出(例:祭りレンジャー) 12-6 各種メディア(TV・ラジオ・YouTube等)での発信					
												12. より多くの人に伝わる広報・情報発信の不足 町の宝物や歴史文化資源に関する魅力や活動が十分に周知されておらず、内外への発信力が弱い。	12. 広報・情報発信の充実 町内外に向けた文化財の魅力や活動の発信を強化し、多様な手段でより多くの人に届ける広報の充実を図る。			
														体制構築	7. 教育が不十分 地域の歴史文化に関する学びの機会や教材が不足しており、世代を超えた継承が困難である。	7. 教育の充実 地域の歴史文化にふれる学びの場や教材の充実を図り、世代を超えて文化を継承していける教育環境を整備する。
情報発信	12. より多くの人に伝わる広報・情報発信の不足 町の宝物や歴史文化資源に関する魅力や活動が十分に周知されておらず、内外への発信力が弱い。	12. 広報・情報発信の充実 町内外に向けた文化財の魅力や活動の発信を強化し、多様な手段でより多くの人に届ける広報の充実を図る。														